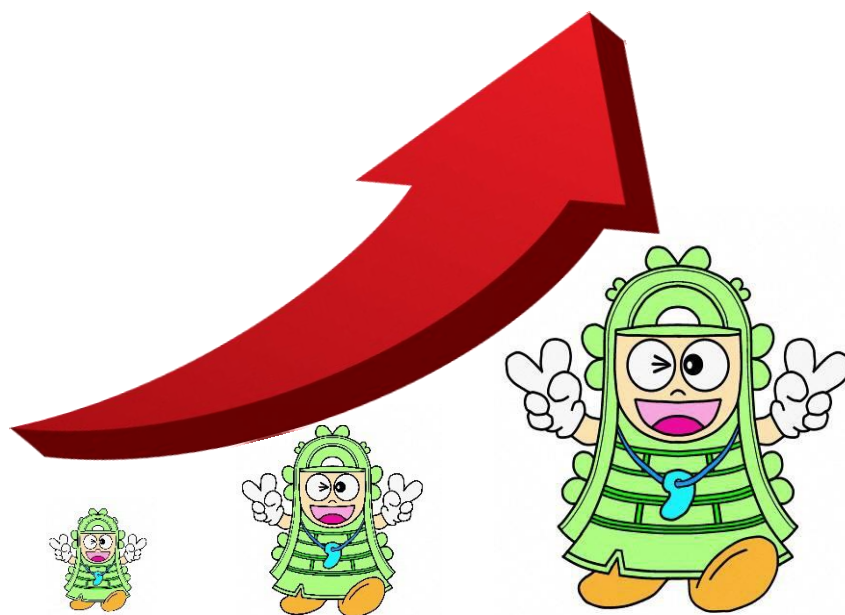


※基本 UD フォント等配慮したフォントにします。

別冊 1

(素案・未定稿)

第3期 野洲市地域福祉基本計画 ～みんなで育む 安心のまち～



野 洲 市

調整ページ

実際には印刷しません。

2 ページ集約印刷した場合、
見開きになるように調整するためのページです。

目 次（最終に調整します）

第1章 計画策定にあたって 1

1 「福祉（ふくし）」とは ～ふだんのくらしのしあわせ～ 1

2 地域福祉の背景 3

3 地域のとらえ方 6

4 地域福祉“基本”計画 7

5 計画の期間 9

6 計画の策定体制 10

第2章 野洲市の地域特性 11

1 野洲市の概況 11

2 統計データ等からみる野洲市の現状 12

3 タウンミーティング等からみる野洲市の現状 21

4 統計データ・タウンミーティング等からみる方向性 26

第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
3 基本目標	29
4 施策の体系	30
第4章 計画の展開	31
基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～	31
(1) 安心して暮らせる地域づくり	31
(2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）	37
基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～	39
(1) 断らない相談支援体制づくり	39
(2) 必要な福祉サービス等を届ける仕組みづくり	45
(3) 市民の権利を守る体制づくり	47
基本目標Ⅲ 分野や主体を超えた支えあいづくり（多種多様なネットワークの構築）	49
(1) 分野や立場を超えた支えあいづくり	49
1 計画の推進にあたって	55
2 計画の評価・検証	55
資料編	56

第1章 計画策定にあたって

1 「福祉（ふくし）」とは ～ ふだんのくらしのしあわせ～

（1）福祉の対象

「福祉（ふくし）」と聞いてイメージすることは、デイサービスに行く「高齢者」、車いすに乗っている「障がい者」、親のいない「子ども」などでしょうか。また、その人たちは支援を受ける側の対象者としてのみ、捉えているのではないのでしょうか。



しかし、福祉の意味には、子どもから高齢者まで、年齢や障がいなどの有無にとらわれず、すべての人が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでともに作り、それを育てていくことです。

「ふだんのくらしのしあわせ」をいかにしてみんなで創り育てていくのか、「福祉（ふくし）」の対象は、すべての人であるとともに、すべての人が主体となって、役割を持つことで、よりよい社会を築いていくことができます。

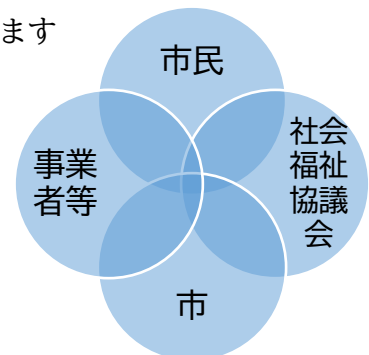
（2）地域福祉の推進

そのためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（※地域生活課題）に対して、

- ①市民・・・在住・在勤者、地域組織やボランティア、NPO 等
- ②事業者等・・・企業、社会福祉施設等福祉事業者等も含みます
- ③社会福祉協議会
- ④市（行政）

が連携し、解決していこうとする取り組みが大切です。

このように、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていくこと、このような考え方や取り組みを進めていくことが必要です。



※地域生活課題(社会福祉法 第4条より)

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定されています。

本計画では、市民が日常生活を送る上で発生する、または発生する恐れのある、個人及びその世帯の金銭面の困りごとに限らず、さまざまな困りごとを「地域生活課題」として捉えることとします。

☆ 助けられ上手になろう！

福祉 = 助けあい と考えた場合、助ける側と助けられる側という関係性が生まれます。

ある調査では、困っている人がいたら助けますかと聞いた結果、実に 95%の人が「助ける」と回答し、さらに、詳しく見ると、助けると回答した 72%は「頼まれたら助ける」と回答し、「受け身のやさしさ」であることがわかります。

しかし、困った時に「助けて」と言える人はたったの 5%しかいないという結果が出ており、私たちは助けられ下手であることがわかります。これでは助けあいは成立しません。



みなさんも電車やバスに乗ったとき、席を譲ろうかどうか迷われたこと、ないでしょうか？

「断られるかもしれない…」「余計なおせっかいかもしれない…」など自ら動くことは、かなり勇気が必要です。

しかし、相手から「すみません、かわってもらえませんか？」と言われたらどうでしょう？

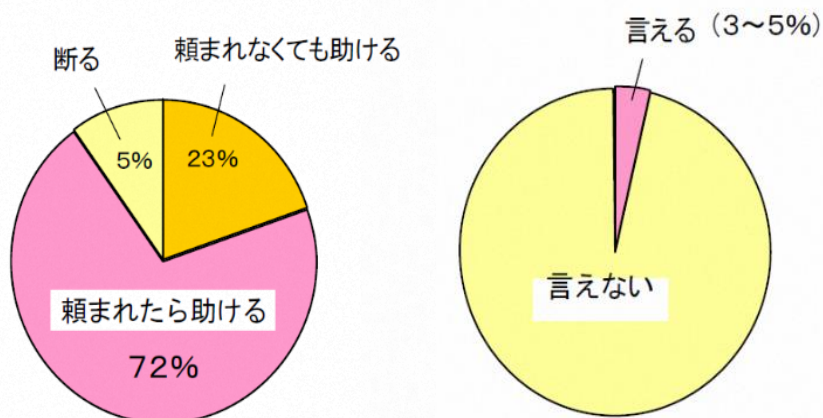
実は、助けあいは、助ける側と助けられる側の共同作業であり、お互いの少しの勇気が必要なのです。

しかしながら私たちは、人様に迷惑をかけてはいけないという考え方からか、なかなかこの“助けて”と言うことをためらってしまうのです。

上手に助けられることで、助けあいが成立し、その助けあいが次の助けあいを生みます。また、その助けられた人を中心に縁が広がり笑顔の輪が広がります。

頼めば助けてくれるのだから、困ったときは“おたがいさま”の精神で、まずは、助けられ上手を目指してみませんか？

困っている人がいたら？



困ったとき「助けて！」と言えるか？

発行・住民流福祉総合研究所 木原孝久
「思いやり」から「助けられ上手」へ
助け合い推進運動一大逆転のすすめ より

2 地域福祉の背景

(1) 計画策定の背景（前提の共有）

①少子高齢化・人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯などの高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

本市においても、少子高齢化と人口減少が予想され、団塊の世代が75歳となる2025年問題や労働人口が減少していく2040年問題に向けた対応が必要であり、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を強化し、世代を超えた、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

現役世代が減少していくことで、社会経済を支える層の減少とともに福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービス提供体制の維持は難しくなります。そのため、よりよいサービス提供体制づくりや、地域住民同士の支えあい、その支えあいを支援する仕組みが必要です。

②地域における支えあいの仕組みづくり

全国的にも、本市においても地域のつながりが弱くなり支えあい力が低下するとともに、これまで以上に核家族化・未婚化が進行するなど家族機能が低下しています。経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行も大きく変化し、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能が脆弱化しています。

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、引きこもり等が増加しています。世代等を超えた複雑多様な地域生活課題（※）、情報不足によるサービス利用につながらない地域生活課題に対応していくことが求められています。

そのために地域では、地域住民それぞれが顔の見える関係づくりを意識した呼びかけをしていくことで、地域住民の支えあいの仕組みづくり、新たな“縁”づくりにつなげていくことが必要です。

※複雑多様な地域生活課題の一例：

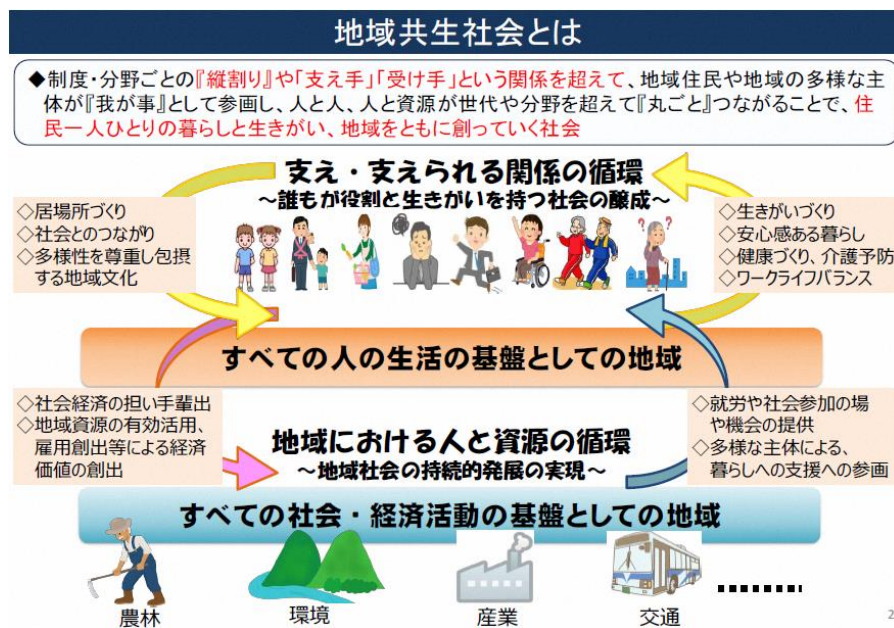
8050問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。全般に社会との接点が少なく、高齢の親が無収入の子を預貯金や年金で支えているという世帯が多い。

ダブルケア：親の介護と育児を同時に行うこと。

ヤングケアラー：家族の介護や世話に迫られる18歳未満の若者や子どものこと。

③多様な機関と連携・協働し支援するための仕組みへの転換（地域共生社会の実現に向けて）

2016（平成 28）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向について、「子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」とされています。



（出展）厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

④持続可能な地域福祉づくり

本計画は、SDGs（Sustainable Development Goals（＝持続可能な開発目標））の考え方を取り入れています。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの、17の目標の視点を踏まえ、本計画を推進します。



(2) 地域生活課題を抱える市民への対応状況（野洲市の生活困窮者等への支援）

本市では、前述の地域生活課題を抱えるような市民を、野洲市くらし支えあい条例で「生活困窮者等」と定義づけ、支援に取り組んできています。

そのため、本計画では「生活困窮者等への支援」をベースに計画を策定していきます。

この生活困窮者等には、経済的な困りごとだけに限らず、ひきこもりや、日本語がわからずコミュニケーションに苦勞する外国人、その他の生活上の諸課題を抱える市民も含まれます。

また、困難な状況に陥っているにも関わらず、その状況に気づいていない、気づくことができない人なども含まれます。

地域生活課題を抱える市民（生活困窮者等）のイメージ



○野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年 6 月 24 日条例第 20 号）抜粋
（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 生活困窮者等 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民をいう。

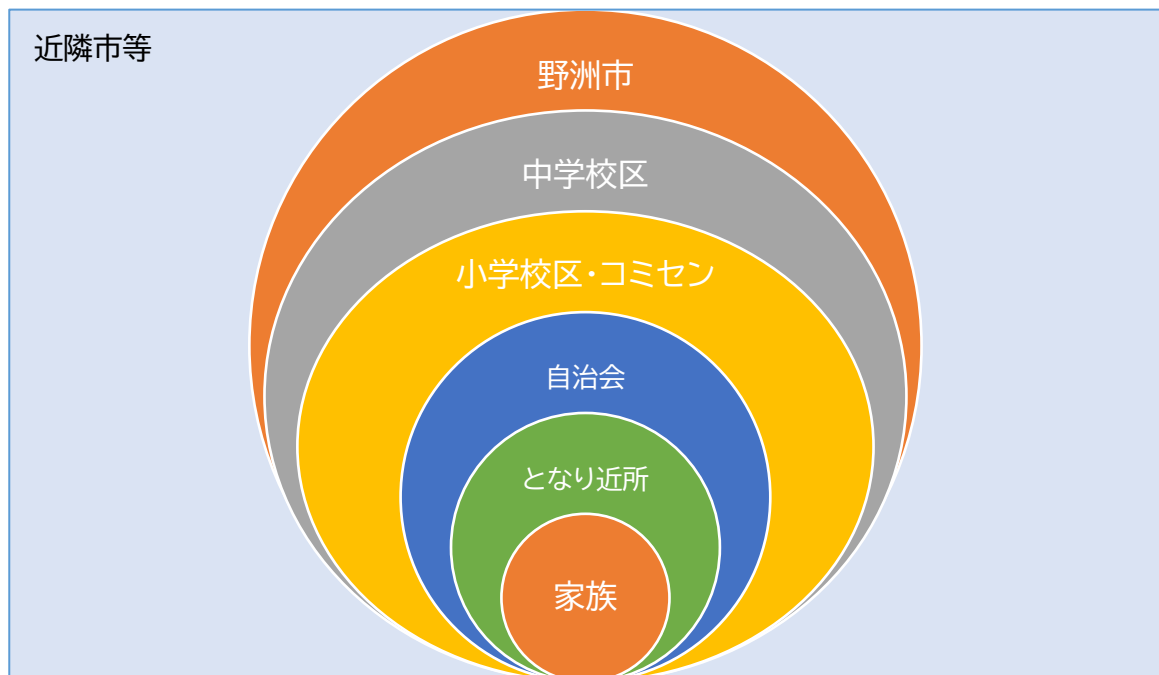
3 地域のとらえ方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

「地域」の範囲は、となり近所や自治会単位などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域のとらえ方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では野洲市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は野洲市全体を「地域」ととらえるほか、人の営みやさまざまな活動が行われる範囲も「地域」としてとらえるなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟にとらえていきます。

地域福祉を推進する際の地域の範囲は、以下の図の通り、一定の基準をもちつつ、事業や活動等において効果的な範囲を考えて進めていくものと考えます。



4 地域福祉“基本”計画



「第3期野洲市地域福祉基本計画

～みんなで育む 安心のまち～



(1) これまでの地域福祉計画と地域福祉活動計画

市では、2007（平成19）年3月に「第1期野洲市地域福祉計画」、2014（平成26）年3月に「第2期野洲市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

また、野洲市社会福祉協議会では、2010（平成22）年3月に「第1次野洲市地域福祉活動計画」、2015（平成27）年3月に「第2次野洲市地域福祉活動計画」を策定してきました。

(2) 法的等の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるため、社会福祉法第107条および策定ガイドラインに基づいて市町村が策定する計画です。2018（平成30）年に社会福祉法が改正され、法律上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つを盛り込む計画とされています。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、地域住民の活動・行動のあり方を定める計画であり、社会福祉協議会が策定する計画です。住民が主体となって、『ともに生きる豊かな地域社会』（全国社会福祉協議会福祉ビジョン2020）について考え、お互いに支えあう仕組みを整えとともに、多様な組織・関係者がつながり、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

(3) 今回の地域福祉“基本”計画

市が策定する「地域福祉計画」も社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」も、どちらも地域福祉の推進を目的としたものであり、これまでも連携して実践し、市民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

今回、両計画のより一層の関係強化を図るため、一体的に策定することとしました。

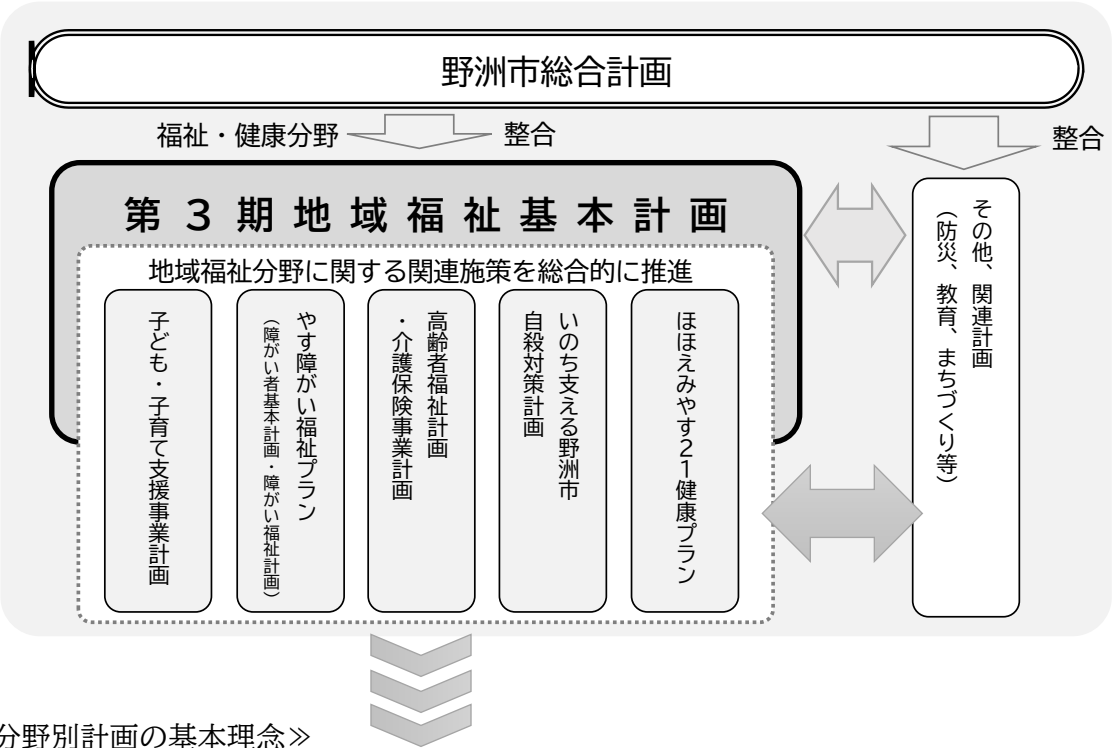
また、社会福祉法の2018（平成30）年改正を受け、地域福祉計画は、いわゆる福祉分野を超えた、教育や就労などの分野、医療関係者や法律家などの専門職による多種多様な関係機関との連携による地域共生社会の実現に向けた、福祉の基本的な考え方を示すものとして位置づけられました。

これらのことから、「地域福祉“基本”計画」として策定し、市民、事業者等、社会福祉協議会、市とともに本市の福祉を総合的に進めていく計画として策定することとします。

（４）市の分野別計画やその他関連計画との関係

地域福祉基本計画は、野洲市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

特に、福祉分野の基本計画として、高齢者や障がい者、子ども等に対する分野別計画に共通する部分について地域福祉基本計画内に位置づけ、具体的な取組は分野別計画に位置づけ、その他関連計画も含め、一連的に関連付けて取り組み、地域福祉を推進していきます。



＜＜分野別計画の基本理念＞＞

第7期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
高齢者が生きがいをもって自立し、いつまでも安心して生活を送ることができるまち ～地域包括ケアシステムの深化と推進～
野洲市子ども・子育て支援事業計画（第2期）
豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために
第2次野洲市障がい者基本計画
誰もがとともに地域で生きいきと暮らすことができるまち
いのち支える野洲市自殺対策計画
誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現
ほほえみやす21健康プラン
人がやさしく支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

5 計画の期間

本計画は、野洲市総合計画に合わせることから10年後の2030（令和12）年を見据えた計画とします。前半5年間を前期計画とし、その時点で見直しを行います。

また、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



＜関連計画の計画期間＞

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第1次総合計画					第2次総合計画									
後期計画（平成24～令和2年度）					前期計画（令和3～7年度）					後期計画（令和8～12年度）				
第2期地域福祉計画 （平成26～令和2年度）					第3期地域福祉基本計画 （令和3～12年度）									
第2期地域福祉活動計画 （平成27～令和2年度）														
					前期計画					後期計画				
第6期計画		高齢者福祉計画・介護 保険事業計画 （第7期）			高齢者福祉計画・介護 保険事業計画 （第8期）			⇒ 次期計画						
障がい者基本計画 （平成25～令和2年度）					第2次野洲市障がい者基本計画 （令和3～8年度）							⇒ 次期計画		
第4期計画		第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画			⇒ 次期計画						
		第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画			⇒ 次期計画						
第1期 子ども・子育て支援事業計画 （平成27～令和元年度）				第2期 子ども・子育て支援事業計画 （令和2～6年度）					⇒ 次期計画					
第1次計画		ほほえみやす21健康プラン（第2次） （平成30～令和9年度）										⇒ 次期計画		
		いのち支える野洲市自殺対策計画 （平成31～令和5年度）					⇒ 次期計画							

6 計画の策定体制

本計画は、地域の現状を把握するためにタウンミーティングを実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行う等、策定の段階から積極的な市民参加による計画づくりに取り組みました。

(1) 市民参加による計画づくり

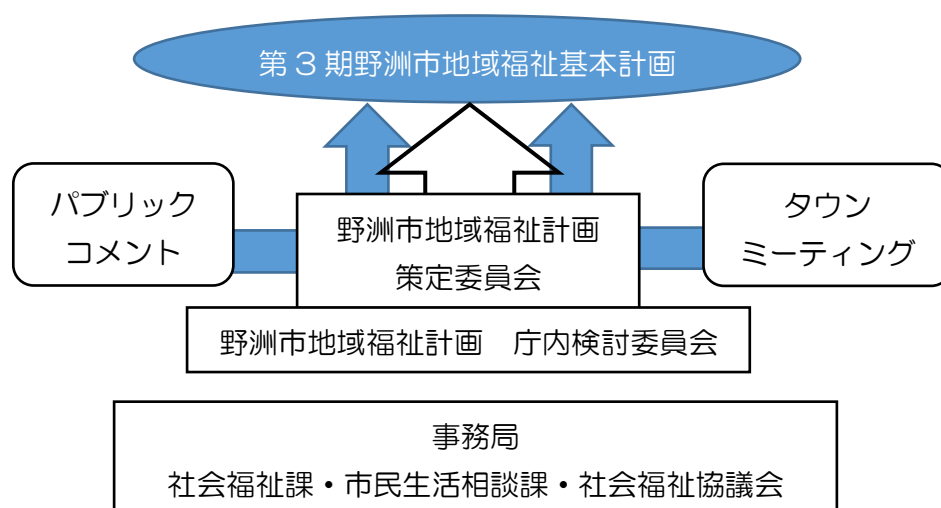
市民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、インターネットからの問い合わせ機能の活用やタウンミーティングを実施するとともに、パブリックコメントを行い、市民参加を図りました。

※パブリックコメントは今後実施予定

(2) 計画の策定体制

今回の計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することから、社会福祉協議会と合同の事務局体制で策定に取り掛かりました。

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、庁内関係部署と社会福祉協議会による「野洲市地域福祉計画庁内検討委員会」において検討を行うとともに、地域福祉に携わる市民代表、学識経験者、一般公募による委員等で構成する「野洲市地域福祉計画策定委員会」を設置し、今後展開する施策についての協議を行いながら策定しました。



第2章 野洲市の地域特性

1 野洲市の概況

野洲市は、2004（平成16）年10月に旧中主町と旧野洲町が合併し誕生したまちで、滋賀県の南部の湖南地域に位置しており、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町・近江八幡市と接する面積80.14㎢のまちです。

市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心なごむ、素晴らしい環境を有しています。

市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設などには、市外・県外からも多くの人が訪れています。

一方で歴史を紐解くと、弥生時代に祭器として用いられた銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、琵琶湖や野洲川の水に恵まれた肥沃な大地で、早くから農耕社会の発展があったことがうかがわれます。他にも国宝である御上神社や大笹原神社をはじめとする多くの文化財や歴史遺産を有しており、これらのすべては野洲市の魅力を高める素晴らしい地域資源であると同時に、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

さらに、江戸時代には中山道や朝鮮人街道といった主要な街道が整備され、交通の要衝としても栄えました。野洲市は、豊かな大地を生かして産業が発展したまちとして、また情報が行きかうまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。

市の風景写真とか

2 統計データ等からみる野洲市の現状

(1) 人口・世帯数の状況

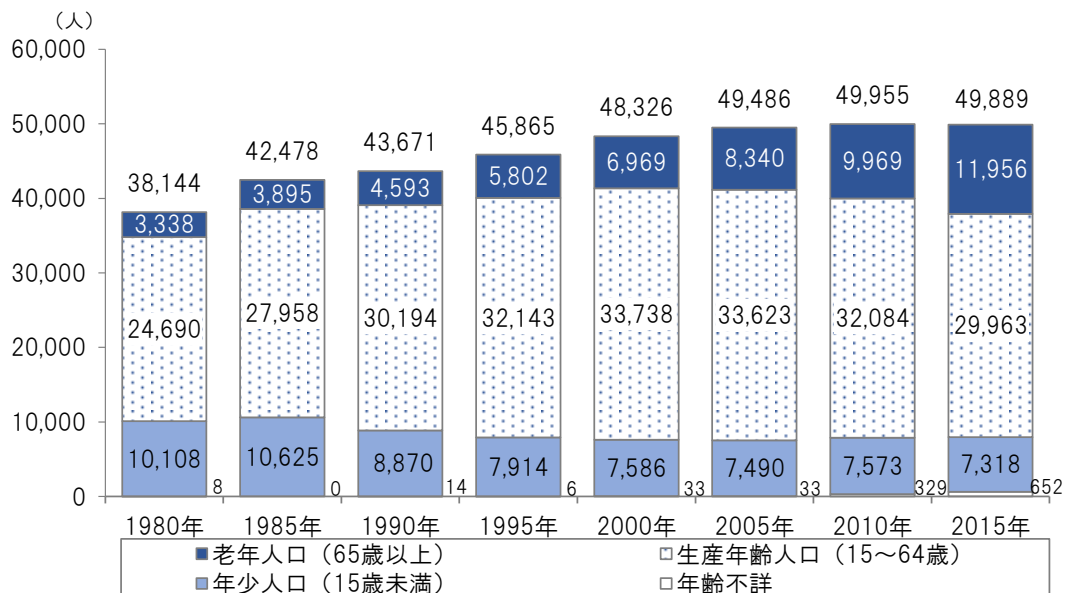
①人口の推移

本市の人口は、2015（平成 27）年に 49,889 人となっており、1980（昭和 55）年以降増加傾向となっていました、2010（平成 22）年から減少傾向に転じています。

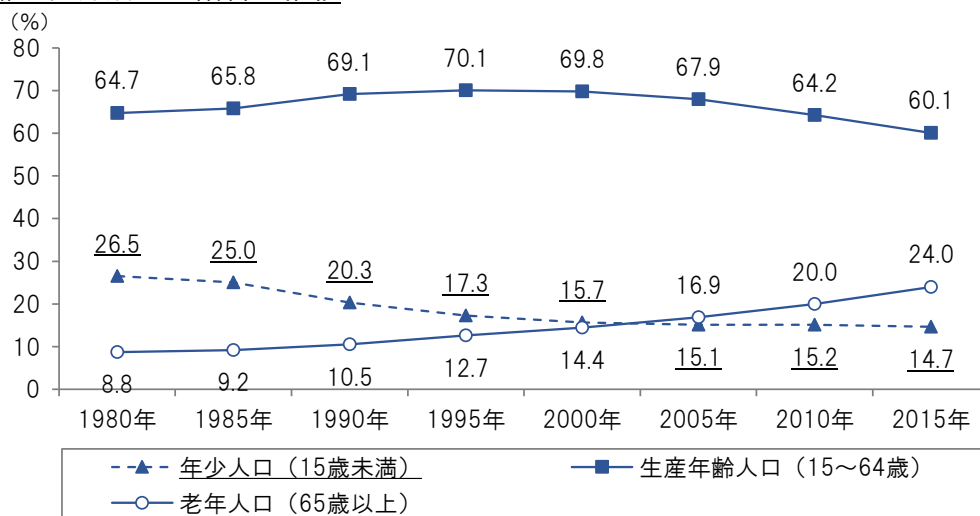
年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳人口）、生産年齢人口（15～64 歳人口）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65 歳以上人口）は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、老年人口（65 歳以上人口）割合は上昇しており、2015（平成 27）年には 24.0%と、人口の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。

図：年齢 3 区分別人口の推移



図：年齢 3 区分別人口割合の推移



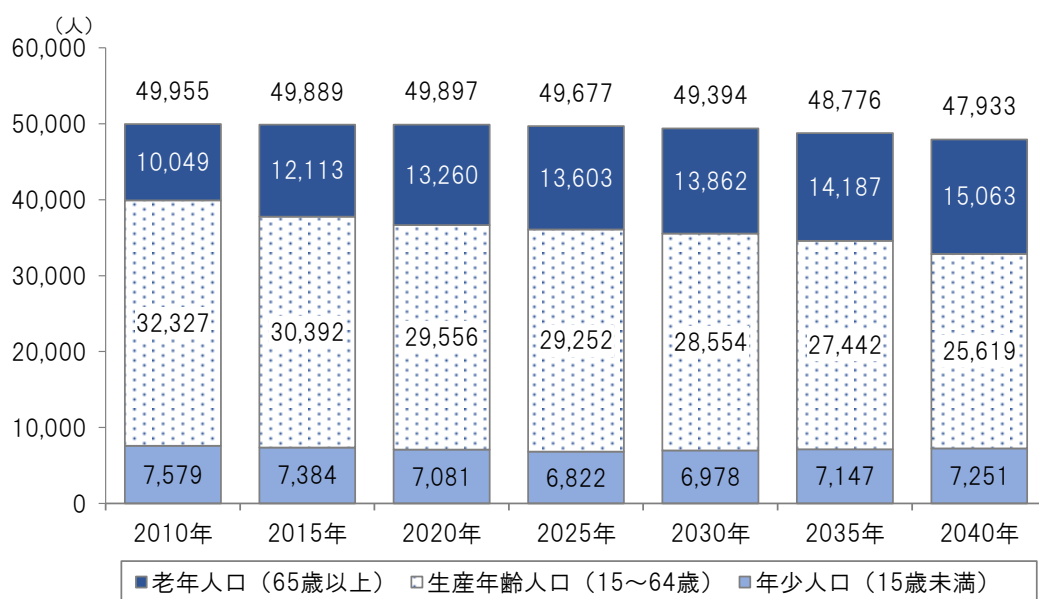
資料：国勢調査

②人口推計

野洲市人口ビジョンの推計結果によると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の2030（令和12）年には49,394人、20年後の2040（令和22）年には47,933人と予測されています。

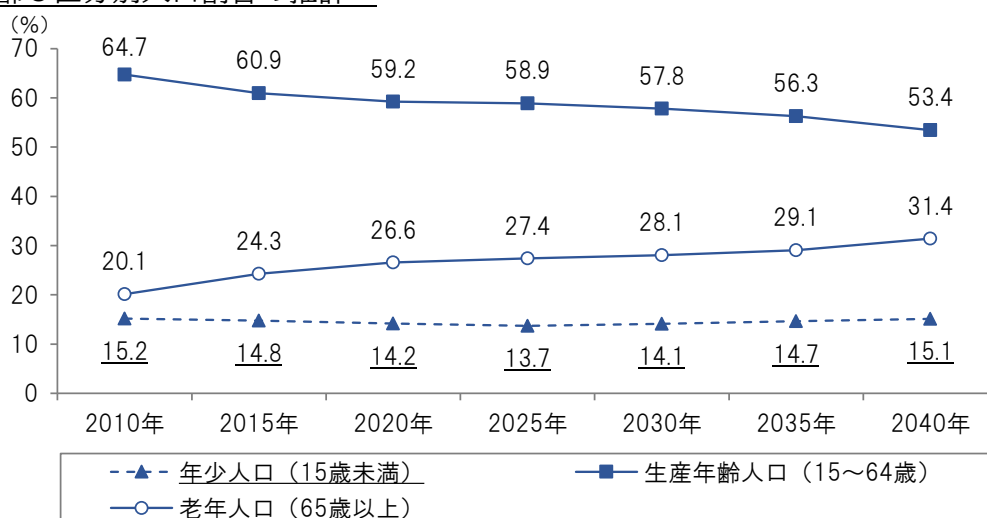
また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、20年後の2040（令和22）年には31.4%と3割以上が高齢者になると予測されています。

図：年齢3区分別人口の推計



（注）推計値算出の関係上、2010年及び2015年の実績値については、
年齢不詳人口を、「0～14歳」、「15～64歳」及び「65歳以上」に按分している

図：年齢3区分別人口割合の推計



資料：野洲市人口ビジョン（2016（平成28）年3月）
（内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（2019年6月版）」をもとに作成）

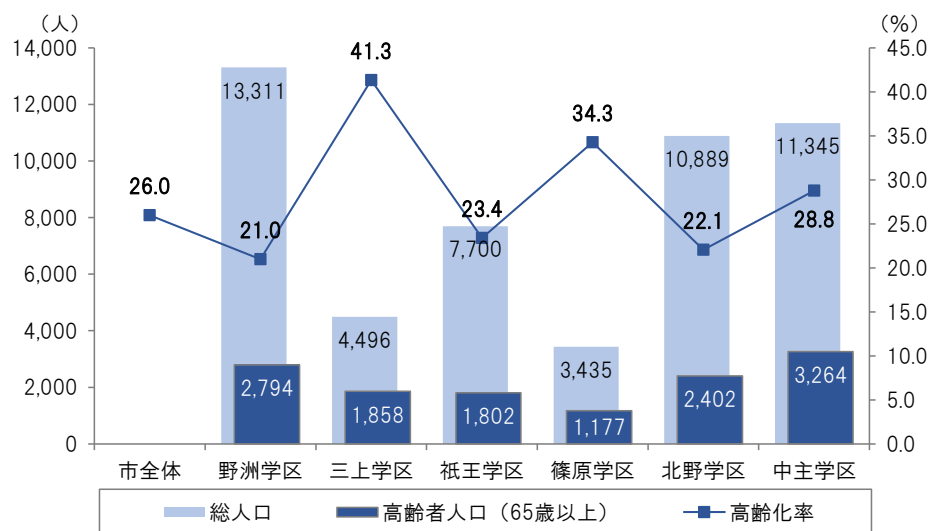
③学区別人口の状況

学区別に人口の状況をみると、学区ごとに人口の差が大きく、野洲学区で 13,311 人と最も多いのに対し、篠原学区では 3,435 人と最も少なくなっています。

高齢化率は市全体で 26.0%となっているのに対し、三上学区では 41.3%、篠原学区では 34.3%と既に市の 2040（令和 22）年時点での推計値（31.4%）以上に高齢化が進んでいる学区があります。

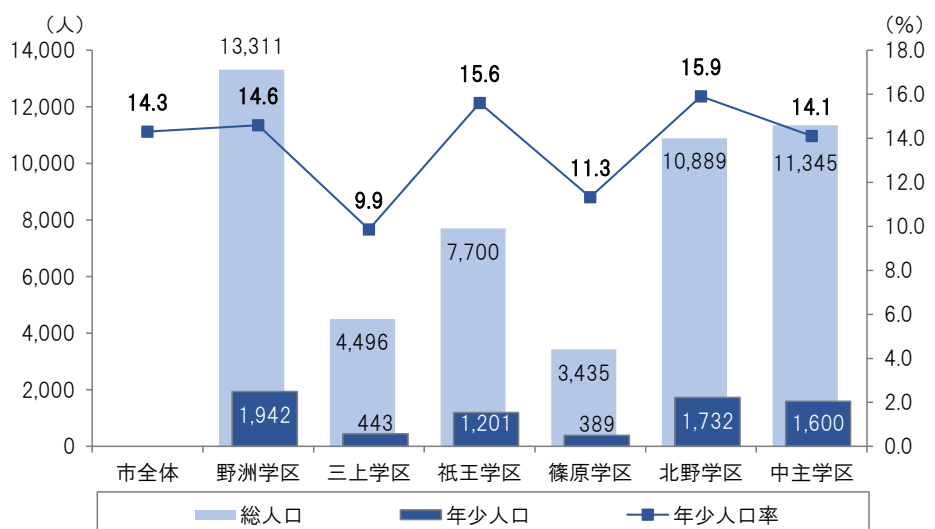
また、年少人口率は市全体で 14.3%となっているのに対し、三上学区では、9.9%、篠原学区では 11.3%と市の平均値と比べ低い数値となっており、高齢化率の高い地域は年少人口が低い傾向にあります。

図：年齢3区分別人口の現状（高齢化率）



資料：住民基本台帳（2020 年 4 月）

図：年齢3区分別人口の現状（年少人口率）



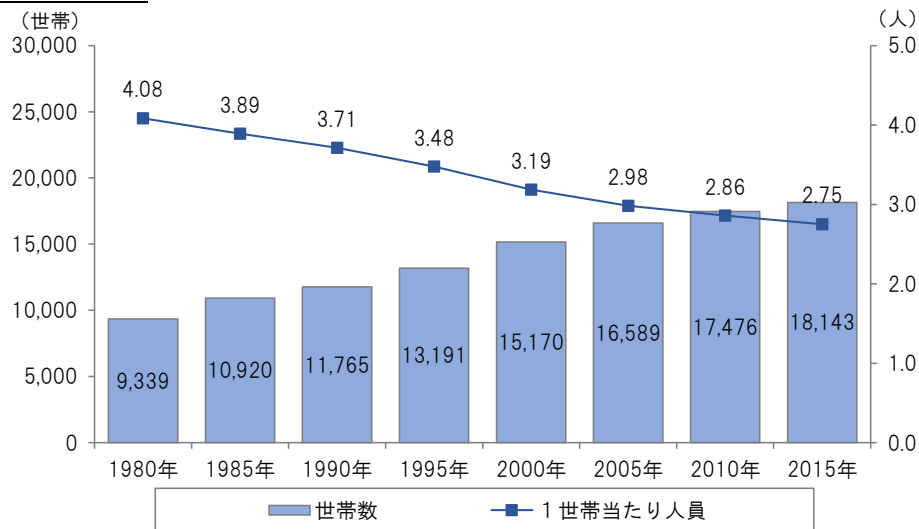
資料：住民基本台帳（2020 年 4 月）

④世帯数の推移

世帯数は、2015（平成 27）年に 18,143 世帯となっており、1980（昭和 55）年以降、増加傾向となっています。人口は近年では横ばい傾向から減少傾向となっていることから、1 世帯あたりの平均世帯人員は減少しており、2015（平成 27）年には 2.75 人となっています。

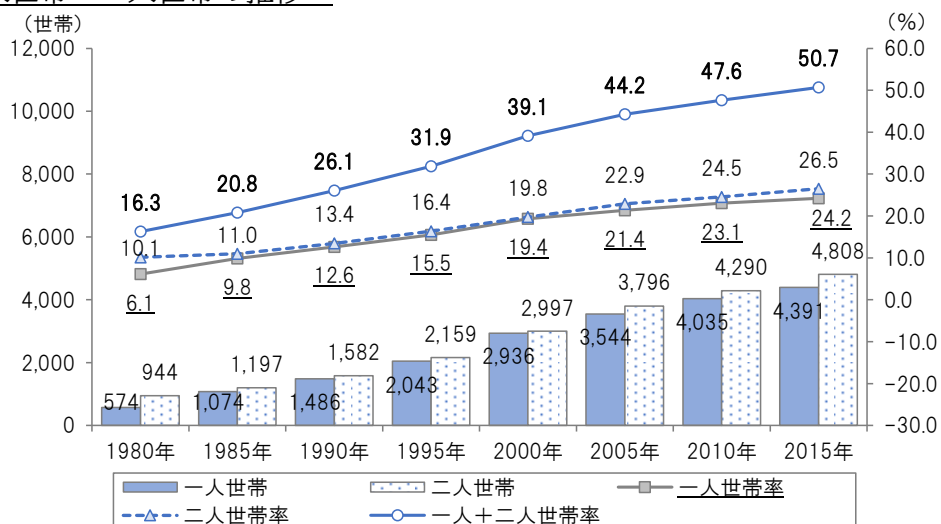
また、一人世帯及び二人世帯の推移をみると、1980（昭和 55）年以降、増加傾向となっており、2015（平成 27）年には、全世帯の約半数が一人世帯及び二人世帯となっています。

図：世帯数の推移



資料：国勢調査

図：一人世帯・二人世帯の推移



資料：国勢調査

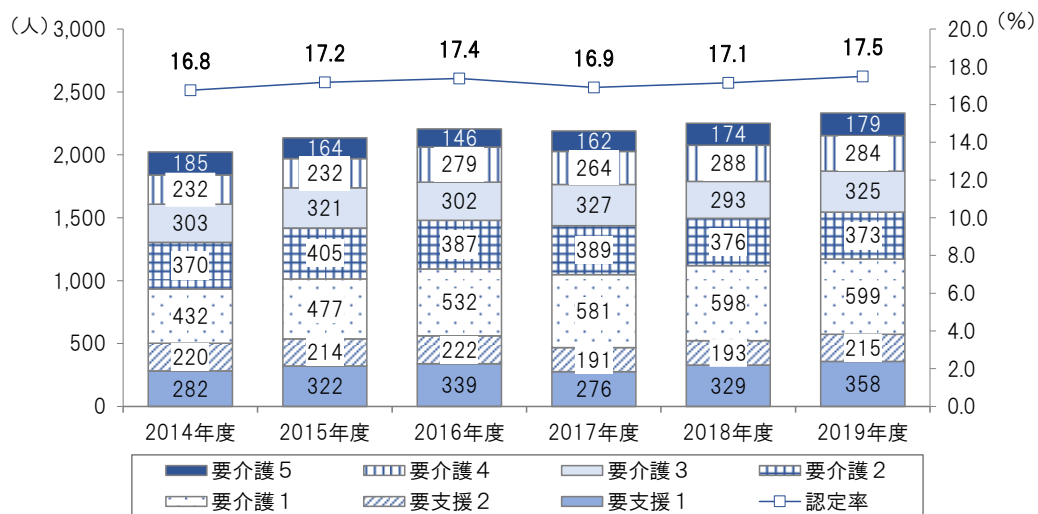
(2) 分野別計画等の統計状況

①高齢者の状況（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

本市の要介護（要支援）認定者数の推移をみると、2014（平成 26）年度以降、増加傾向となっており、特に、「要介護 1」及び「要介護 4」で顕著に増加しています。

また、第 1 号被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数の割合である認定率でみると、2014（平成 26）年度以降、横ばい傾向となっており、今後の高齢化に伴い要介護（要支援）認定者数の増加が見込まれます。

図：要介護（要支援）認定者数の推移

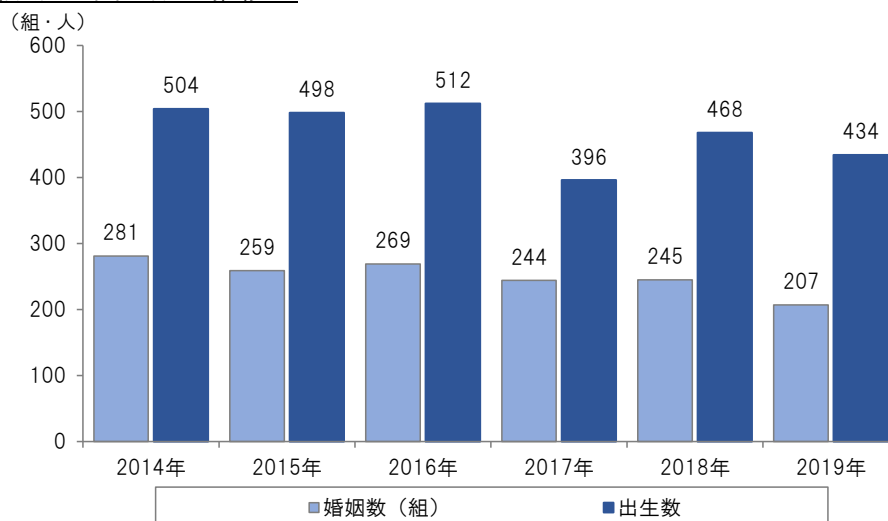


資料：野洲市統計書（各年度末時点）

②子どもの状況（子ども・子育て支援事業計画）

本市の婚姻及び出生数は、2019（令和元）年実績で、婚姻が 207 組、出生数が 434 人となっており、年によって増減はあるものの、おおむね減少傾向となっています。

図：婚姻数及び出生数の推移

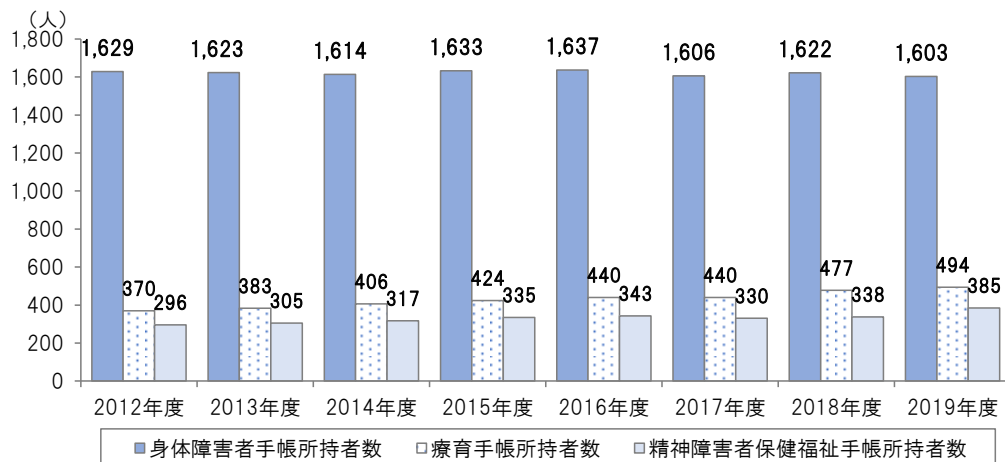


資料：野洲市統計書（各年 12 月 31 日現在）

③障がいのある人の状況（be smile プラン（障がい者関連計画））

本市の障がいのある人の状況は、身体障害者手帳所持者（身体障がいのある人）は横ばい傾向となっているのに対し、療育手帳所持者（知的障がいのある人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がいのある人）は増加傾向となっています。

図：障がいのある人の推移



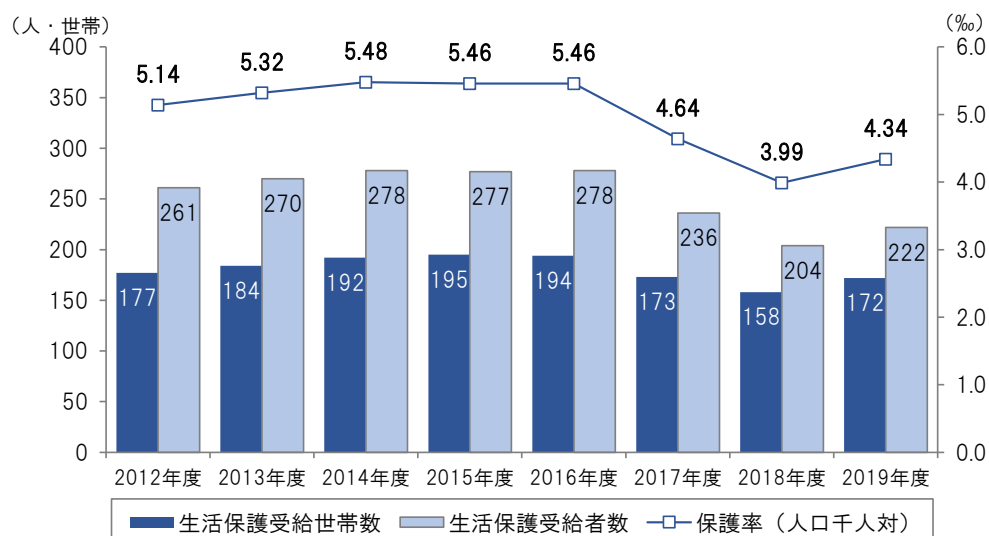
資料：福祉行政報告例（各年度末現在）、県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

④生活保護の状況

本市の生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、2016（平成 28）年度までは横ばい傾向となっていたものの、近年ではやや減少傾向となっており、2019（令和元）年度末時点で受給者は 172 世帯、222 人となっています。

人口に対する保護率（千人対）をみると、4.34%となっており、滋賀県平均（2020 年 1 月現在）の 7.77%と比べると低くなっています。

図：生活保護の推移

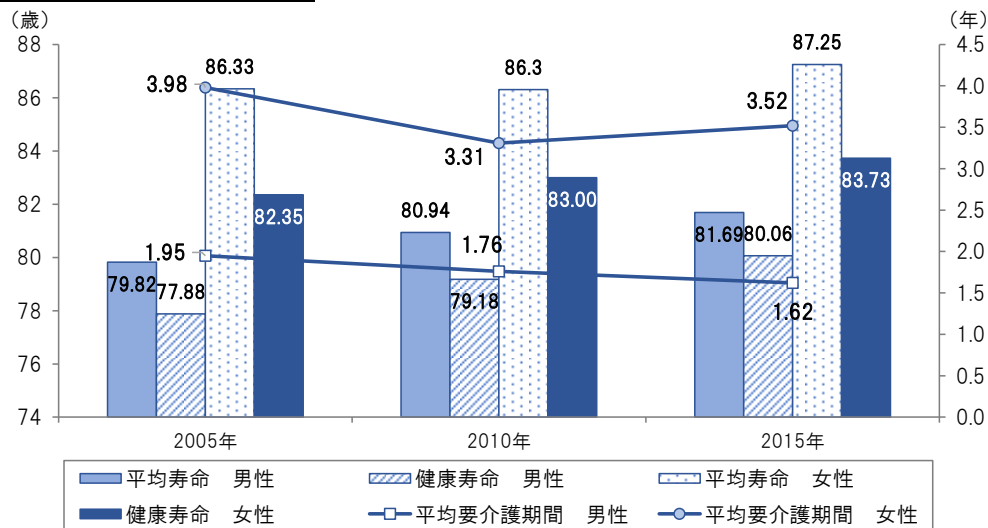


資料：野洲市福祉事務所実施方針（各年度末現在）

⑤市民の健康状況（ほほえみやす 21 健康プラン）

2005（平成 17）年度より男女共に平均寿命、健康寿命（寝たきりや認知症などによる要介護状態でなく生活できる期間）双方で延伸傾向にあります。平均要介護期間（平均寿命と健康寿命の差異期間）は男性での減少は小幅、女性では横ばい状況となっています。

図：平均寿命・健康寿命の推移

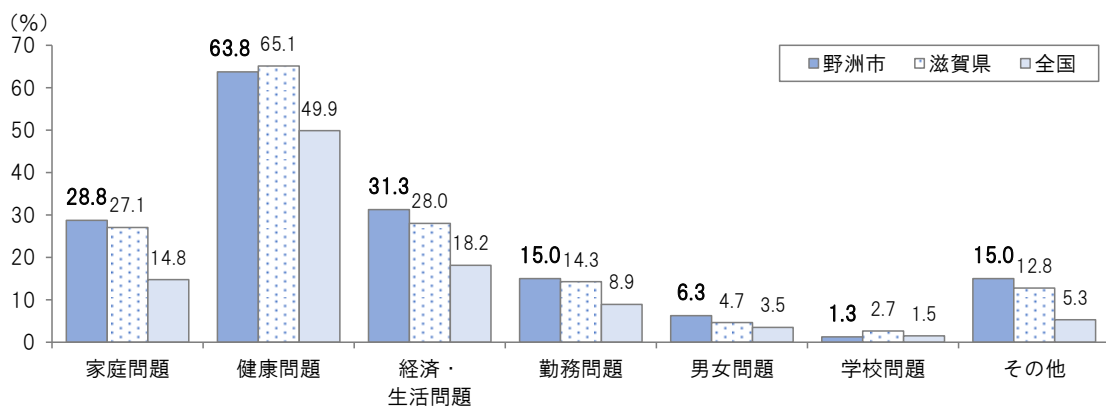


資料：滋賀県健康づくり支援資料集を野洲市により編集

⑥自殺の原因・動機（2010 年～2019 年）（いのち支える野洲市自殺対策計画）

2010 年～2019 年の 10 年間における自殺の原因・動機については、「健康問題」が一番多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっており、全国・滋賀県と同様の傾向となっています。自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、原因が「健康問題」であっても、その他のさまざまな要因が連鎖することで起きています。

図：自殺の原因・動機

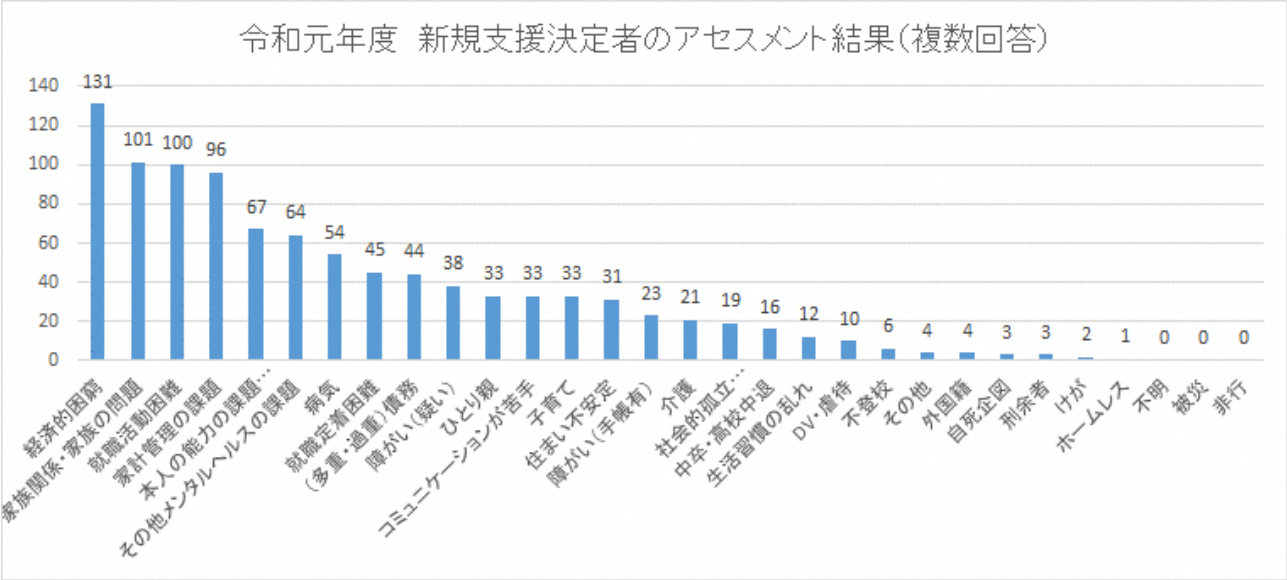


※原因・動機を 1 人 3 つまで計上している。

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑦生活困窮者等への支援の状況（重層的支援体制整備事業実施計画）

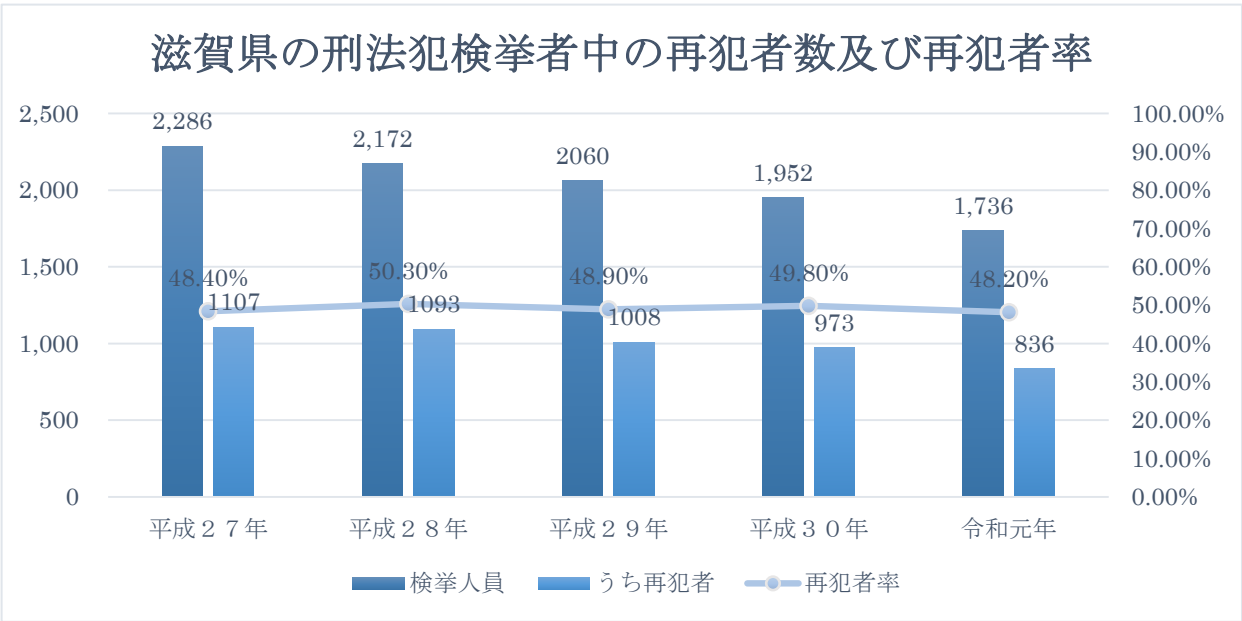
令和元年度に市民生活相談課で受け付けた生活困窮者等の相談者のうち、支援決定した 155 人について課題や問題点を整理した結果、相談者 1 人当たりの問題点は 6.4 個（総数 994 個）の問題点があることがわかり、生活困窮者等が複数の課題を有していることがうかがえます。



令和元年度野州市生活困窮者支援事業実績報告書より

⑧再犯に関するデータ

滋賀県の刑法犯罪者検挙者数は年々減少していますが、うち再犯者数の減少は小幅にとどまっております。再犯者率は横ばいの傾向にあります。

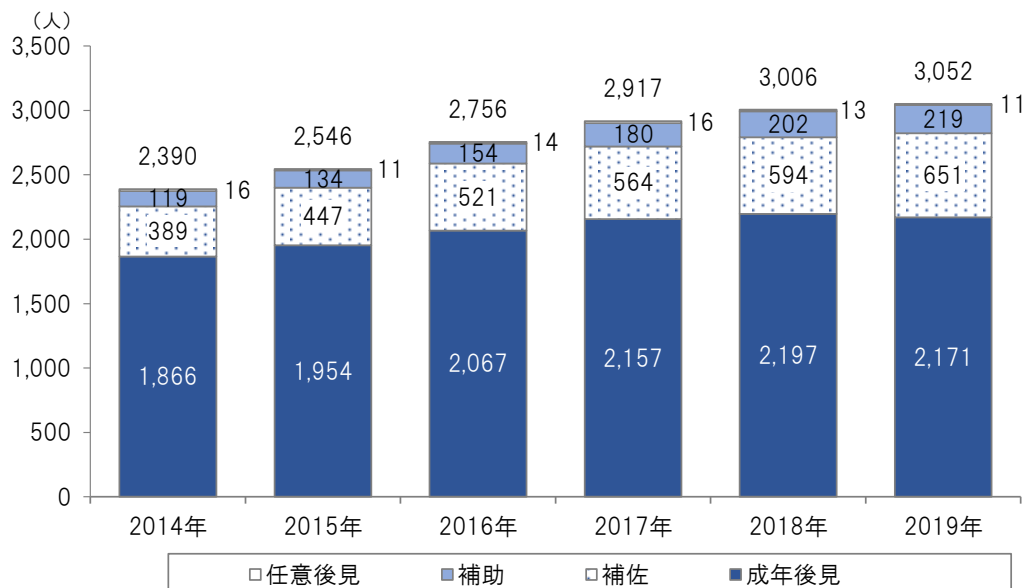


(法務省提供データを基に野州市作成)

⑨権利擁護・後見制度に関するデータ とか

大津家庭裁判所における成年後見制度の実績から滋賀県の成年後見制度管理継続中の本人数は年々増加しています。特に補佐による認定を受ける人の増加が多いことが分かります。

図：滋賀県成年後見制度管理継続中の本人数



資料：大津家庭裁判所成年後見制度実績

(3) 統計データ等から見る野洲市の方性

本市の人口は、今後も人口は減少していくと推計されています。年少人口（0～14歳人口）の推計は横ばいであるものの、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、市全体、各学区において進行のばらつきはあるものの、更なる高齢化が進行すると考えられます。また、世帯数の増加、平均世帯数人員の減少は継続して推移することが考えられます。

要介護認定者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加傾向、婚姻数及び出生数の減少傾向が見込まれています。また、自殺者の状況、健康状況、生活保護の状況等から各世代や分野においてさまざまな問題があり、各問題は連鎖し複合化していることが考えられます。

今後の高齢化や世帯状況の変化と問題要因の連鎖、複合化により、いつどのような問題が発生するか不透明ですすべての市民が福祉との関わりがあると考えられます。

福祉制度を利用しているかの有無にかかわらず、すべての市民が顕在化していないだけで、さまざまな問題を抱えていると考えられ、今後、すべての市民に対し、家族のみならず、地域、事業者、行政などでの支援や見守りがより一層求められます。

3 タウンミーティング等からみる野洲市の現状

(1) 実施概要

地域で生活・活動する市民による地域の現状や課題、めざすべき地域の姿、そのために市民や地域で実施できる取り組みのアイデア等について、タウンミーティングを実施し話し合っていました。

開催時期：2020（令和2）年4月～9月頃

対 象 者：市民・地域福祉関係者 など

開催回数：17回 ※WEBによる意見聴取（7人分を含みます）

《実施概要》

実施日	団体等	参加者数	実施日	団体等	参加者数
4月11日	三上自治会地域福祉係	12人	8月4日	市三宅サロンボランティア	11人
7月2日	ふれあいサロン松の会	29人	8月6日	赤十字奉仕団野洲市地区委員会	5人
7月11日	大篠原自治会	18人	8月7日	市三宅自治会役員	13人
7月14日	野洲地区更生保護女性会	23人	8月25日	近江富士第六区ふれあいサロン	11人
7月18日	西河原喜楽会	17人	9月12日	野洲学区民生委員児童委員協議会	24人
7月21日	野洲自治会	16人	9月14日	野洲市健康推進連絡協議会	11人
7月21日	小南自治会	11人	9月16日	久野部東お助け隊	10人
7月28日	野洲市民生委員児童委員協議会地域活動部会	21人	9月27日	江部自治会	16人
7月31日	野洲生活学校	17人	合 計		265人

《テーマ》

- お住まいの地域の良いところはどこですか？
- お住まいの地域で生活している中で困っていることは何ですか？
- 10年後の野洲市はどうなっていてほしいですか？
- 10年後の野洲市のために、私たちができることは何ですか？



《分析手法》

- テキストマイニング分析

※言葉と言葉のつながりをネットワークで可視化したもので、言葉の出現量を○の大きさに表現しています。出現回数が多い言葉ほど大きく、少ない言葉ほど小さくなっています。それぞれのテーマ別に、どのようなこと（言葉・キーワード）が多く意見されているのかを俯瞰することができます。

(2) 意見の集約と分析

いただいた意見について、テーマ別に集計とテキストマイニング分析を行いました。

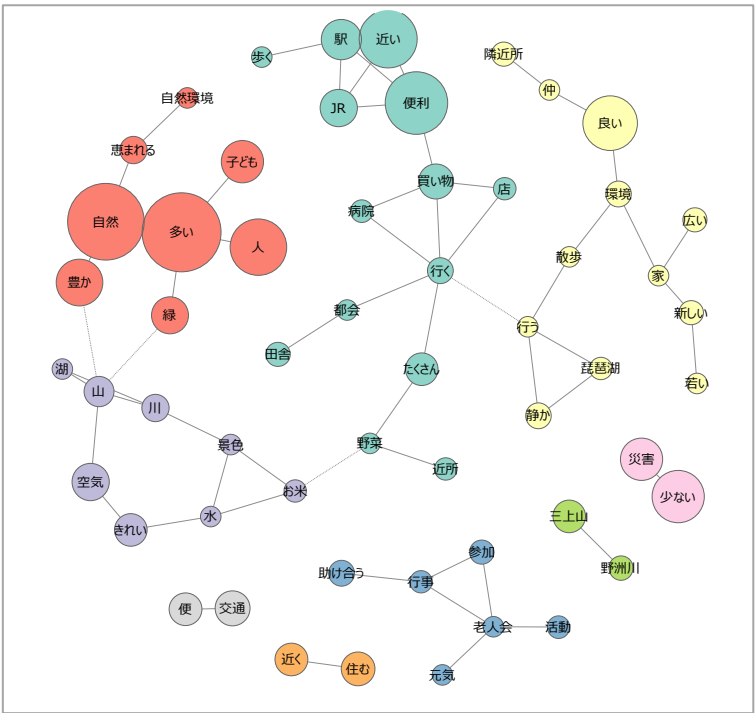
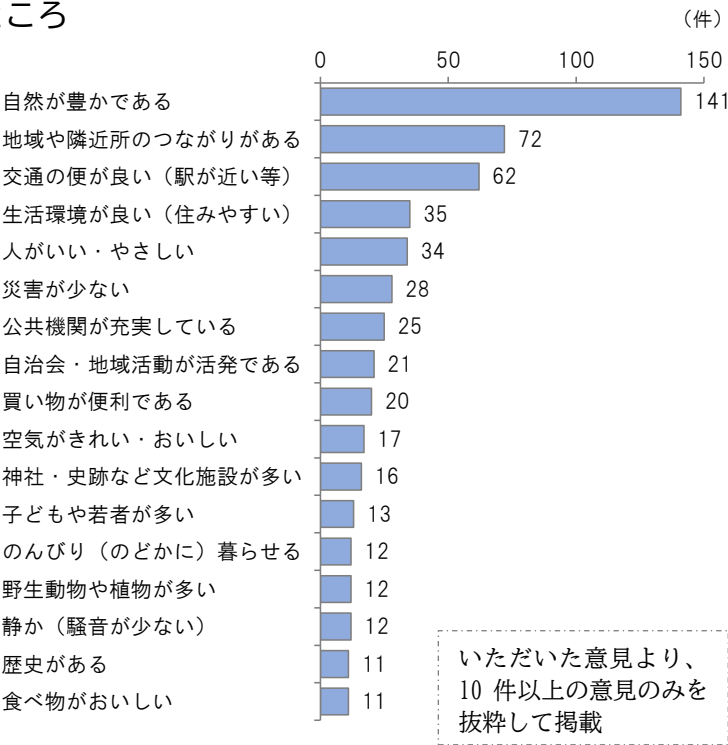
【テーマ1】お住まいの地域の良いところ

地域や野洲市の良いところでは、三上山・野洲川・琵琶湖など、自然が豊かで春は桜が咲き、初夏には蛍が飛び、秋には稲が黄金色になり四季を通じて風光明媚な地域であり、水や空気もきれいでそんな土地で採れる米や野菜がおいしい。また、自然災害が少ないといった立地や環境面の良さへの意見が多くなっています。

また、生活環境の面では、駅が近い地域は買い物や交通の便利が良く、ほどよい田舎で暮らしやすいといった意見が見られます。

地域福祉やつながりの面では、元気な高齢者が多く、スクールガード等のボランティア活動への参加、各自治会で活発に実施されている高齢者のふれあいサロンに参加されています。

また、隣近所との仲が良く、地域によっては『5人組』という助け合いの制度が残っている地域もあり、困ったときはお互いに助け合いなどがされているという意見もありました。



【テーマ2】お住まいの地域で生活している中で困っていること

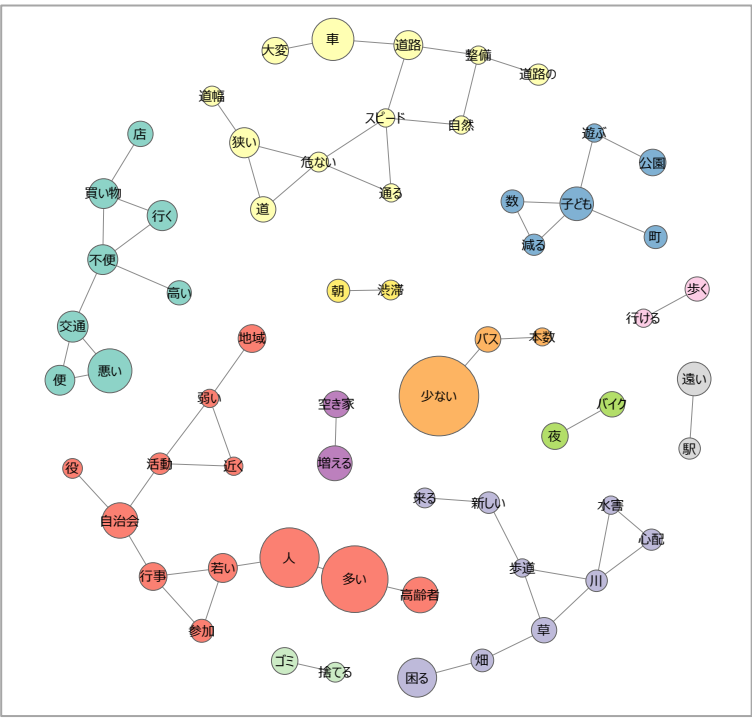
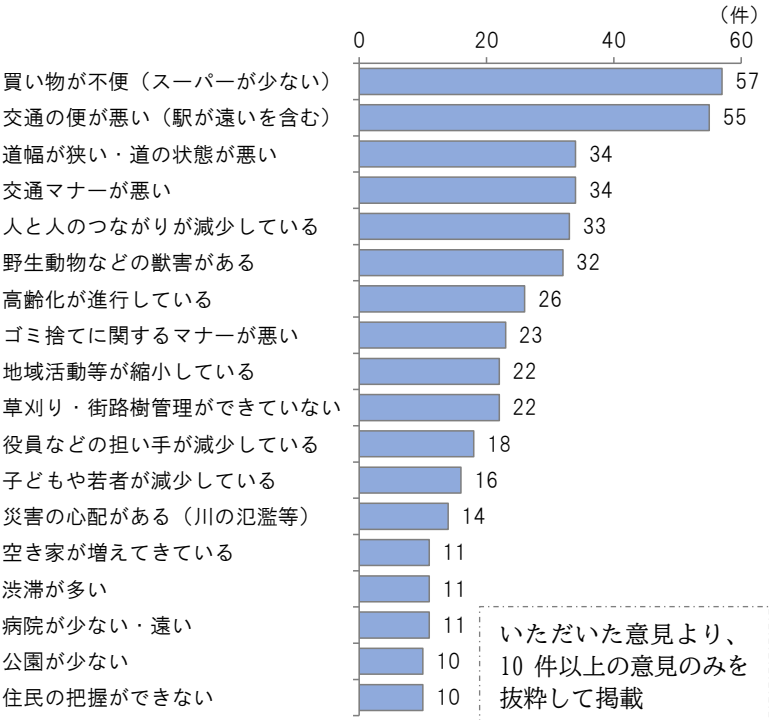
地域で困っていることでは、買い物や交通の便の悪さが突出して多くなっています。地域の良いところとして、買い物や交通の利便性を挙げている人も多かったことから、地域による差が大きいことが分かります。

特にバスの本数が少なく、時間帯が不便でバス停までの距離もあり不便といった意見が多く見られます。駅が遠い、歩いて行ける距離に店が少ない、など、車等の移動手段がないと通院や買物に行くのに不便といった意見も見られます。

また、高齢者世帯や一人暮らし世帯が多くなり、地域が高齢化していることや自治会や行事などで若い人の参加が少なくなり、地域の役についても負担があることが分かります。子どもの数も減少しており、子どもが公園で遊んでいる姿を見なくなったといった意見もあり、少子高齢化の進行を地域でも感じている人が多くなっています。

生活環境ではその他、川の側道や歩道の草刈りが不十分なためゴミも捨てられ、畑の管理などにも困っている人が多く、空き家も年々増加し、治安が悪くなることなどを心配する声もみられます。

また、道が狭いといったハード面の整備が不足しているといった指摘とともに、朝・夜の車やバイクの多さによる渋滞、生活道路で早いスピードで走行している車などに困っている人も多いことが分かります。



【テーマ3】10年後の野洲市

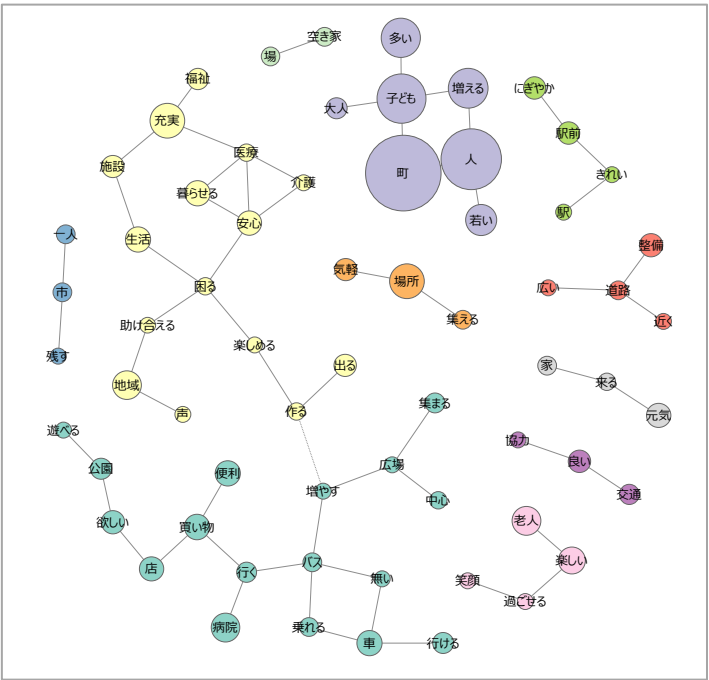
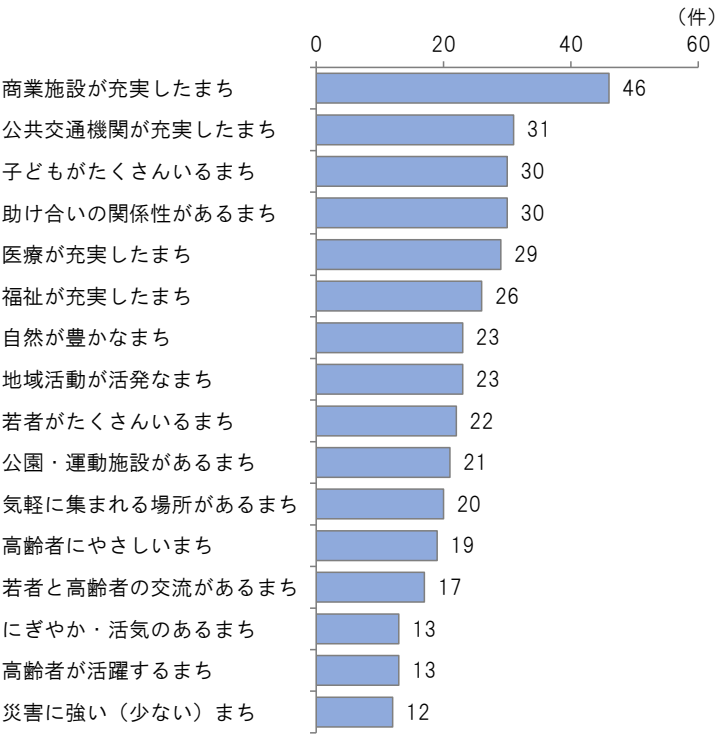
10年後の野洲市では、買い物や交通の利便性の向上を望む人が多く、テーマ2の地域で困っているものの、助け合いや思いやりなどの関係性があるまちを望む人が多く、地域でのつながりを重視する人も多いことがわかります。

また、若い人や子どもが増えてにぎやかなまちになることを望む人が多く、高齢者が1人になっても安心して楽しく過ごせるまちになることを望む人が多くなっています。

そのためには、子どもが安心して遊べ、自然を感じることができる公園や場の整備や、子どもも高齢者もだれもが気軽に集える場や施設の整備が望まれています。

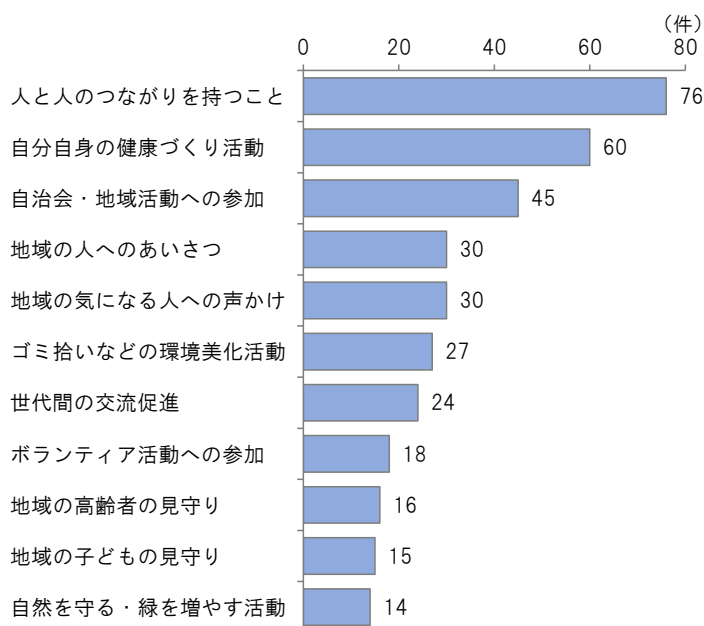
また、医療や福祉・介護などの施設や体制を充実させて、いつまでも安心して暮らせるまちとなるとともに、車がなくても買い物や医療が受診しやすくなるような公共交通の整備、空き家の活用なども含めた駅前の整備など、市全体の活性化を望む人も多くなっています。

地域の人間関係では、一人になった時や困った時に助け合うことが出来るまちであってほしいという意見が多く、地域の協力や助け合いが望まれていることがわかります。

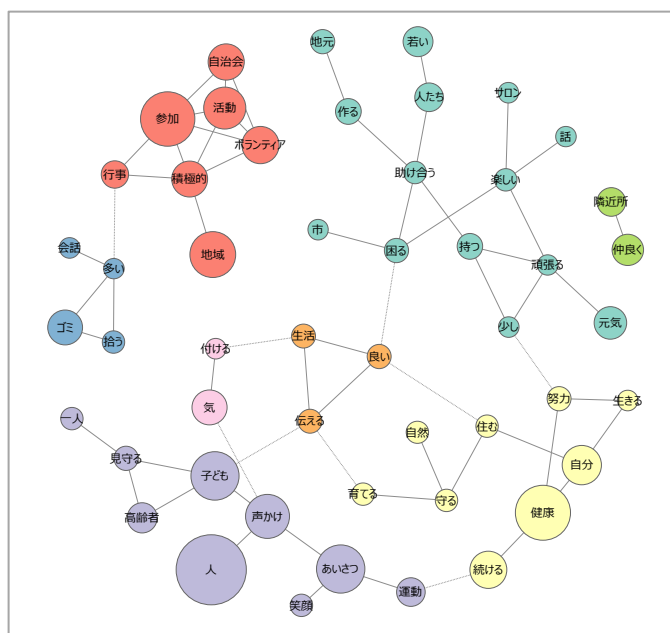


【テーマ4】10年後の野洲市のために、私たちができること

未来のために自分たちがで
 きることで、「人と人のつな
 がりを持つこと」が最も多く、
 特に隣近所の人と仲良くする
 ことなどの回答が多くありま
 した。あいさつや声かけ、自治
 会・地域活動への参加など、日
 頃からの地域内でのつながり、
 顔の見える関係づくりを重要
 視している人が多いことがわ
 かります。



未来のために自分たちができ
ることでは、自治会活動や地域行事活動へ
積極的に参加・協力することや、ボランティ
ア活動など自発的な活動にも参加し、地域の
人達とのふれあいの機会をつくり、つながり
を大切にするといった意見が多く、次いで、
子どもや高齢者などの地域での見守りなど、
困った時に助け合える関係づくりなどが多く
なっています。そのために、あいさつや声か
けを日頃から行うとともに、隣近所の人との
交流や子どもから高齢者までの多年代での交
流や会話の機会を増やすことが望まれる。



また、住民自身も、趣味や運動などを続けて健康や生きがいを維持することも必要である、といった意見も多く出ていることがわかります。

(3) タウンミーティングからわかること

今回のタウンミーティングの参加者は、60代・70代を中心とした、すでに地域で活動されている方々が大半であり、地域の良いところや課題について、活発な意見をいただくことが出来ました。

テキストマイニング分析から、地域のつながりや関係性に関する意見や安心して暮らすための生活環境に関する意見が多くみられます。「人」と「人」がつながり、さまざまな活動をと
おしてつながり、地域を育むことが求められていると考えられます。

4 統計データ・タウンミーティング等からみる方向性

意見の集約や分析から、①地域のつながり、支えあいづくり ②安心して暮らすための取り組み ③多種・多様な機関との連携・協働 の3つに方向性に整理しました。

① 地域のつながり、支えあいづくり

「隣近所との付き合いがある」という意見がある反面、近所付き合いが少なく、コミュニティが弱くなってきて、地域内のつながりが希薄化しているという意見もありました。

しかし、個人の地域に対する関心は弱まっているわけではなく「気になるが声のかけかたが分からない」「つながるきっかけがない」という意見もあります。「だれとでもあいさつをする」ことから始め、誰もが認められ、地域住民同士のつながる機会や関係性から、困ったときに「困った」と言える“おたがいさま”の地域づくりが求められています。

② 安心して暮らすための取り組み

隣近所で交流がある方は困ったときに「助けて」と言い出しやすい環境であることがわかります。一方で、地域のつながりが薄い方の声は届きにくい傾向にあります。

今後、生活上の課題が複雑化し、自分達の力だけでは解決できない問題に直面したとき、「助けて」と言い、困った時は“おたがいさま”と笑顔で対応してもらえる関係性が大切です。

一方で、自分が「困っている」ことに気づいていない方もおられます。そのような気づいていない「困りごと」に周囲が気づき、声をかけることができる関係性が求められます。

すべての人が笑顔で安心して暮らし“少しのおせっかい”で、必要な情報や支援が必要な人に届くような仕組みづくりが求められます。

③ 多種・多様な機関との連携・協働

地域で「困りごと」や「助けて」に気づいた際も一人で解決できない、次の相談先が分からないことも多くあります。

そのため、市や社会福祉協議会、そして市民、事業者等が日々の活動の中で協力しあい、「困りごと」や「助けて」に対して多種多様な機関が連携・協働して、支える・支えられるの関係性を超えた「支えあう」ネットワークづくりが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす

少子高齢化、人口減少という段階に入ったこの時代において、すべての人がいかに生き、いかに幸せな生活を送るか、そのためには、いったい“なに”が必要か。

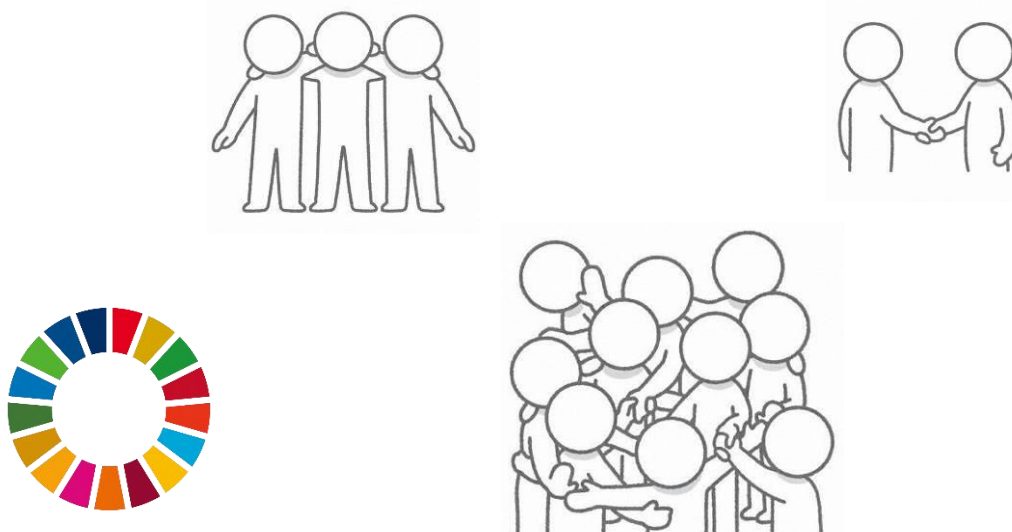
福祉に対するニーズは増大・多様化を続けており、複雑なそのニーズに対応するには、ひとつのサービス、ひとつの機関だけでは対応することができません。

これからは、地域ごとに、市民、事業者等、社会福祉協議会、市（行政）が、お互いの関わりをより一層強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

本市では、「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」を第1期・第2期計画において基本理念に掲げ、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備してきました。

世界レベルでは、前述のSDGsのコンセプトのひとつに「leave no one behind」があります。これは「誰一人取り残さない」という意味であり、国の方針でもある「地域共生社会」の考え方にも通じるところがあります。

第3期計画では、地域福祉の推進のために、国の方針でもある「地域共生社会の実現」を図るため、「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念として、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、地域でともに生き、ともに支えあいや助けあうことができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。



2 基本方針

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

「福祉」は他人事と思われがちですが、事故や病気で生活のしづらさがいつ我が身に降りかかるとも限りません。2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症では、実際に学校が休校になったり、飲食店が休業したり、働き方が変わったりとこれまでの生活が一変しました。

地震や水害などの災害なども近年頻発しており、日頃からの備えとして、普段から困った時は「おたがいさま」の関係性を作ることが大切です。

「他人事」ではなく「我が事」として、いつかまわりまわって自分が助けられる、「情けは人の為ならず（※）」の考え方をヒントに、「おたがいさま」をキーワードの1つとしました。



また、支援を必要とする人の多くは、発信する力が弱く、情報を得ることも難しい状況にあり、自ら助けを求める力が弱い傾向があります。

周囲の人が少しの違和感について気づいたとき、少しの勇気を出して、少しのおせっかいをすることで、届く支援、届けられる支援があることから「少しのおせっかい」をキーワードの1つとしました。

相談者を発見してもしっかりと対応できる体制がなければ安心しておせっかいができないため、市や社会福祉協議会では「安心しておせっかいができる体制」の構築を進めています。

「少しのおせっかい」の「少し」には、誰でもできる、無理せず細く長く続けられるような活動としての意味もあり、地域づくりにかかせない地域での活動を継続・維持していく上でのポイントにもなると考え、キーワードに取り入れました。

おせっかいには、否定的な意味もありますが、この「少しのおせっかい」を「おたがいさま」の関係でできる地域づくりが地域共生社会（P. ●参照）の実現のために重要と考え、基本方針として位置づけます。

※情けは人の為ならず（デジタル大辞泉）

人に親切にすれば、その相手のためになるだけでなく、やがてはよい報いとなって自分にもどってくる、ということ。誤って、親切にするのはその人のためにならないの意に用いることがある。

3 基本目標

本計画の基本理念である「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」の実現に向けて、次に掲げる3つの基本目標を掲げ、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

【基本目標Ⅰ】ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

近年では、支えあいや助けあいの仕組みが機能しにくい地域や、地域と関わる機会が少ない市民も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

《取組方針》

- (1) 安心して暮らせる地域づくり
- (2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

【基本目標Ⅱ】地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、支援が必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要です。そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

市は関係機関等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

《取組方針》

- (1) 断らない相談支援体制づくり
- (2) 必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり
- (3) 市民の権利を守る体制づくり

【基本目標Ⅲ】分野や立場を超えた支えあいづくり ～多種多様なネットワークの構築～

市民やその世帯が抱える課題が複雑多様化し、単一機関、単一分野だけの支援では対応できません。いわゆる福祉分野の連携はもとより、教育や就労などの多分野連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、市民と市、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援が求められています。

すべての人が安心して生活を送ることができるよう、分野や立場を超えた支えあいを進めていきます。

《取組方針》

- (1) 分野や立場を超えた支えあいづくり

4 施策の体系

基本理念 すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす		
基本方針 「おたがいさま」と「少しのおせっかい」	基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～ 市民の主体的な 地域福祉活動の推進 ～	(1) 安心して暮らせる地域づくり ① 地域や人のつながりを広げます ② 日頃のつながりから地域の防災に取り組みます ③ その人らしく安心して暮らせる地域をつくれます (2) 地域の中の生きがい（役割）づくり （相互に認め合う関係づくり） ① すべての人が生きがいを持って暮らせる地域をつくれます
	基本目標Ⅱ 地域生活を支える 仕組みづくり ～ 安心して相談できる体制 ～	(1) 断らない相談支援体制づくり ① だれでも・どこでも相談できる体制をつくれます（相談支援） ② さまざまな社会体験・社会参加を進めます（参加支援） ③ ひとりから地域へ“輪”を広げていきます（地域づくり） (2) 必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり ① 必要な福祉サービス等を届ける仕組みをつくれます (3) 市民の権利を守る体制づくり ① 自分らしく生活できる取り組みを推進します
	基本目標Ⅲ 分野や立場を超えた 支えあいづくり ～ 多種多様な ネットワークの構築 ～	(1) 分野や立場を超えた支えあいづくり ① 分野や立場を超えて、みんなで支えあえるネットワークをつくれます

第4章 計画の展開

基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

(1) 安心して暮らせる地域づくり

①地域や人のつながりを広げます

誰もが自分らしく暮らしていけるよう、つながりのある地域づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

だれが	どうする	なにを
市民	● 隣近所と知り合い、つながるために、あいさつや声かけをします。 ● 困ったとき・困りそうなときは抱え込まず、早めに誰かに相談します。 ● 困っていそうな人がいたときは「大丈夫ですか？」と声をかけ、一緒に考えます。（少しのおせっかい） ● 誰もが参加しやすく、世代を超えて交流できる機会をつくり、積極的に参加します。	・ あいさつや声かけ ・ 子どもの登下校時の見守り ・ 自治会活動 など
事業者等	● 日常業務を通して、地域住民のちょっとした異変やSOSを市役所・社会福祉協議会等につなぎます。 ● 市民・関係機関と連携しながら、地域の見守りや支え合い活動に参加します。 ● 地域活動に積極的に参加します。 ● 市民と交流できる場所を提供します。（お祭り）	・ あいさつや声かけ ・ 日常業務を通じた見守り活動 ・ 地域との交流 ・ 空きスペースの開放など地域に向けた施設の活用
福祉事業者等	● 市民と交流できる場所を提供します。（サロン）	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会	●人と地域、人と資源がつながるため、さまざまな世代が話し合える場、見守りの場、居場所づくりを進めます。 ●民生委員・児童委員の活動を支援します。 ●市民・事業者・福祉事業者等とつながり、関係機関同士がつながるよう働きかけます。	・地域での話し合いの場、居場所づくり活動の推進 ・支援が必要な市民の把握と見守り活動の推進 ・民生委員・児童委員の支援 ・各自治会や関係機関等をつなぐための支援
市	●市民のちょっとした異変やSOSを早期に発見し、対応することにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために見守りネットワークを構築します。 ●高齢者等の配慮の必要な人を悪質業者や詐欺班から守るための消費者安全確保地域協議会の見守り活動を推進します。 ●あいさつや声かけをスクールガードや愛のパトロールなど各種事業を通じて進めます。 ●どんな相談でも受け付ける総合相談の拠点整備など、市民が安心しておせっかいができる体制づくりに取り組みます。	・見守りネットワーク事業 ・消費者安全確保地域協議会 ・事業を通じたあいさつや声かけ ・相談拠点の整備

②日頃のつながりから地域の防災に取り組みます

日頃から隣近所で顔の見える地域づくりを行い、
お互いを知り、気にかけてあい、防災につながるよう取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 日頃から隣近所で互いに助け合える関係を築きます。 ● 地域における災害時の活動体制の構築や見守り対象者の把握と情報の管理に取り組みます。 ● 防災に関する研修会や訓練（自主防災活動）に積極的に参加し、いざというときに備えます。	・ 見守り対象者の発見 ・ 自主防災活動への参加
事業者等が 取り組むこと	● 防災に関する研修会や訓練等の積極的な実施・参加に努めます。 ● 避難者の受入れや支援物資の供給など、災害時の支援活動に協力します。	・ 地域の防災活動への参加・協力 ・ 災害時の施設の開放や活用
福祉事業者等 が取り組む こと	● 支援が必要な人の受入れなど、災害時の支援活動に積極的に協力します。 ● 災害発生後、可能な限り早期に福祉サービスの提供を再開できるように努めます。	・ 災害支援物資などの備蓄、施設所有備品の貸し出し

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 災害時に備え、見守りマップ等の作成支援や学習会の開催を行います。 ● 民生委員・児童委員等と一緒に活動し、見守り対象者の減災につなげます。 ● 災害時に、迅速に災害ボランティアセンターが設置できるよう、日頃より関係機関と連携し、設置運営訓練等に取り組めます。	・ 見守りマップ等の作成支援 ・ 防災に関する学習会の開催 ・ 見守り対象者への訪問 ・ 災害ボランティアセンターの設置運営訓練
市が 取り組むこと	● 避難行動要支援者の把握に努め、関係機関との連携体制の構築に取り組めます。 ● 避難行動要支援者とともに訓練等を実施します。 ● 避難行動要支援者登録制度の啓発を行い、必要に応じて、活用しやすい制度の改善に取り組めます。 ● 市内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の受入れが可能な施設に対し、災害時の利用に関する協定の締結を進めます。（2次的な避難所としての福祉避難所の拡充）	・ 避難行動要支援者登録制度の登録推進 ・ 災害時の避難行動要支援者支援 ・ 日頃の防災対策の充実 ・ 福祉避難所の拡充

※見守り対象者

高齢者、子ども、妊婦など普段より地域生活をおくるうえで見守りが必要と考えられる方。

※避難行動要支援者

災害対策基本法により定められた「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」

③その人らしく安心して暮らせる地域をつくります

地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、
互いに人格と個性を尊重しながら、笑顔で暮らせる社会をめざします。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	●障がいのある人や児童、高齢者に対する理解を深め、福祉や人権を学習する場に積極的に参加します。 ●子どもの頃から地域や福祉に目を向け、関心を持つことができるよう、さまざまな機会を作り、活動への参加を呼びかけます。 ●すべての人が地域の一員として認めあい、地域の中でともに活躍できる場を提供します。	・研修会等への開催・参加 ・多様な人との交流の場や機会の充実
事業者等が 取り組むこと	●障がいのある人や児童、高齢者に対する理解を深め、福祉や人権を学習する場を積極的に開催・参加します。 ●すべての人が働きやすい環境を整備します。（合理的配慮） ●すべての人が利用しやすい店舗等の環境を整備します。（合理的配慮）	・企業内研修の開催・参加 ・合理的配慮 ・福祉体験活動等の受入れ
福祉事業者等 が取り組む こと	●福祉体験活動などを受け入れ、市民等が福祉を学ぶ機会を提供します。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 小中高等学校の福祉学習を進めます。 ● 関係機関との連携の下、各校へ福祉学習プログラムを提供します。 ● 地域の中でともに生きることができる地域づくりに取り組むために、福祉や人権を学習する機会を提供します。 ● 必要な人に必要な情報が届くように、すべての人が利用しやすい情報アクセシビリティの確保を支援します。	・ 福祉推進校との連携 ・ 福祉大会の開催 ・ 出前講座による学ぶ機会の提供 ・ アクセシビリティの確保の支援
市が 取り組むこと	● すべての市民が利用しやすい公共施設などの環境を整備します。(ハードのバリアフリー) ● 視覚障がい対応や多言語によるホームページの開設、ルビやユニバーサルデザインフォントの使用によるお知らせなど、アクセシビリティの確保に努めます。 ● 安心して暮らせるよう、住宅改修・改造等の助成事業等を推進します。 ● 障がいのある人や児童、高齢者に対する理解を深め、福祉や人権を学習する場の開催、及び開催の支援を行います。(心のバリアフリー)。	・ 公共施設などにおけるバリアフリーの推進 ・ ホームページや発信文書等のアクセシビリティの確保 ・ 安心して暮らせる住居の整備支援 ・ 人権学習・啓発活動の推進

(2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

①生きがいのある地域をつくります

すべての人に役割があり、“支える”・“支えられる”の関係性を超えて、それぞれが役割を持って活動できる地域づくりの取り組みを進めます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 地域の活動へ積極的に参加します。 ● 誰もが参加しやすくなるよう、呼びかけます。（おきそい運動） ● 子どもの頃から地域の活動における役割をつくります。 ● 地域の一員として、自らの持つ知識や技術、経験を活かせるよう、ボランティア講座へ参加し、地域に役立てます。	・ 地域の活動への参加・参画 ・ 地域の活動の担い手の育成、子どもへの参加の呼びかけ ・ ボランティア講座等への参加
事業者等が 取り組むこと	● 地域の活動に積極的に参加します。 ● 従業員が地域の活動に参加できるよう配慮します。 ● 地域の研修会などへ講師を派遣します。 ● 地域貢献の一環として、イベント等を通して市民と交流できる機会をつくります。	・ 地域の活動への参加・参画 ・ ボランティア休暇取得の推進 ・ 施設の開放と活用の提案 ・ 介護技術等の研修の開催
福祉事業者等 が取り組む こと	● 福祉ボランティアを積極的に受け入れます。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●すべての人が生きがいをもって活動できる場・仲間づくりを支援します。 ●ボランティア活動をはじめとした地域の活動に関する相談、活動紹介、情報提供などを行い、地域住民の活動・参加を推進・支援します。 ●ライフスタイルに合わせて、ボランティア活動など、地域の活動につながる各種講座を開催します	・地域の活動への支援・応援 ・ボランティア相談、情報の提供 ・ボランティア講座の実施
市が 取り組むこと	●ボランティア活動をはじめとした地域の活動を行う各種団体の交流や情報共有を促進する環境整備に努めます。 ●コミュニティセンターを拠点として、まちづくりや地域の活動に関わる人材の育成や活動の支援を進めます。	・地域の活動に関する情報提供や人材育成 など

基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

(1) 断らない相談支援体制づくり

①だれでも・どこでも相談できる体制をつくります（相談支援）

困っている人、困っていることに気づいていない人を見つけて
ともに解決をめざす体制づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 日頃から困りごとを抱え込まずに相談します。 ● サロン等の集いの場において困りごとを聞きます。 ● 気になったことや相談を受けたときは、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会などの相談窓口に連絡します。	・ サロン等の集いの場における相談・見守り活動 ・ 地域内での話し合いの場の推進
事業者等が 取り組むこと	● 気になる人に気づいたときは、早期発見・早期対応につながるよう、早めの相談を促し、市や社会福祉協議会などへ連絡・相談します。 ● 従業員に対し、健康相談等を通じた相談体制を充実します。	・ 日常業務を通じた見守り活動 ・ 地域住民が相談しやすい環境づくり ・ 健康相談・メンタルヘルス等
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	・ 家族等も含めた相談支援の充実・強化

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中学校圏域ごとに配置し、地域で身近な相談体制を整備します。 ●自治会単位で福祉課題について話し合える場（地域ケア会議、福祉懇談会など）をつくり、地域の困りごとの掘り起こしにつなげます。（アウトリーチ） ●福祉資金貸付・地域福祉権利擁護事業などにおいて、主訴以外の困りごとも見逃さないよう対応します。 ●民生委員・児童委員の見守り活動を支援するとともに、情報共有の場をつくりま	・ CSW の配置 ・ 地域の話し合いの場からつながる相談者の掘り起こし ・ 心配ごと相談や介護・障がいの相談等、各事業を通じた相談対応力の強化 ・ 民生委員・児童委員等関係機関との連携
市が 取り組むこと	●すべての相談を受け止め、伴走しながら解決を目指す相談体制を構築します。 ●市民に身近な相談場所となるよう、中学校圏域ごとに相談拠点を整備します。 ●すべての人がどこでも相談できる、相談方法を整備します。（タブレット） ●複雑で多岐にわたる課題がある相談について、各関係機関が連携を強化し解決に努めます。 ●相談につながりにくい相談者に対し、就労支援や食糧支援等を通じた働きかけを行います。 ●生活圏域ごとの地域ぐるみの相談支援体制づくりを推進します。（安心しておせいかいができる仕組みづくり） ●業務を通じて SOS のサインを感じ取れるよう、職員研修・事業者研修に取り組み	・ 包括的な相談体制（断らない）の整備 ・ 多機関が情報共有や協議を行う場の設置（支援会議等） ・ 市民相談総合支援推進会議

②さまざまな社会体験・社会参加を進めます（参加支援）

住民や関係機関と連携し、
社会とのつながるきっかけづくりやさまざまなチャレンジができるよう応援します。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 地域の活動に参加できるきっかけをつくれます。 ● サークルなどの趣味や興味ある活動を通して仲間づくりをします。	・ 地域活動への参加・呼びかけ ・ サークル等の活動への参加・呼びかけ
事業者等が 取り組むこと	● 社会とのつながりづくりに向けて、就労体験や社会体験の場など、市民がチャレンジできる機会を確保・提供します。	・ 就労体験・社会体験の場の提供
福祉事業者等 が取り組む こと	● 介護保険や障がい福祉サービスなどの制度対象者以外の人にもその人らしく参加できる場を提供します。	・ 制度対象外の利用者の受け入れ

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●地域のさまざまな活動の情報を収集・整理し、相談者のニーズや課題に適した活動を紹介し、必要に応じて今ある取り組みを拡充します。 ●相談者が安心して一歩を踏み出せるよう、一緒に考え、継続的に支援します。 ●受け入れ先の悩みや課題に寄り添いサポートします。	・地域の活動の情報収集・整理・拡充 ・本人と地域の活動のマッチング ・本人と受け入れ先のフォローアップ
市が 取り組むこと	●社会体験、就労体験できる機会の提供に努めます。 ●関係機関へ社会体験、就労体験の場の提供に関し協力の依頼等を行います。 ●高齢者や障がい者、生活困窮者等へ就労支援を行います。	・社会体験、就労体験 ・やすワーク ・やすクール

③ひとりから地域へ“輪”を広げていきます（地域づくり）

すべての人が役割をもって参加できる場をつくり、お互いが必要とされ、困ったら誰かが声をかけてくれる関係性を育む地域づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● お互いの顔と名前がわかる関係性を作ります。 ● 地域からの孤立を防ぐため、住民同士がつながる場や機会を作り、積極的に参加します。 ● 個人の困りごとを共有し、地域の課題として取り組みます。	・ 地域の活動への参加 ・ 住民同士がつながる場づくり ・ 福祉懇談会（まちなこのこんだんかい・芋煮会）等への開催・参加
事業者等が 取り組むこと	● 地域の事業者として地域の活動に参加します。 ● イベント等を通して、市民と交流できる機会をつくれます。 ● 地域での話し合いの場に参加します。	・ 地域活動への参加・参画 ・ 福祉懇談会への参加 ・ 事業所のイベント等の開催
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者と市民の交流の場を提供します。	・ 施設の開放と活用 の提案

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域へ出向き、地域を知り、困りごとを把握し、その困りごとを地域生活課題として取り組めるよう働きかけます。 ● 地域での支え合いを推進するため、情報提供や提案を行うなど、市民とともに活動や仕組みづくりを進めます。	・ CSW の配置 ・ 地域の状況把握 ・ 話し合いの場づくり ・ 居場所づくり ・ 見守り活動の推進
市が 取り組むこと	● 市民が楽しめる交流の場を作ります。 ● 市民、事業者の活動を支援します。 ● ボランティア活動をはじめとした地域の活動を行う各種団体の交流や情報共有を促進する環境の整備に努めます。	・ 各種イベント ・ タウンミーティングや出前講座 ・ 関係団体等への支援

(2) 必要な福祉サービス等を届ける仕組みづくり

①必要な福祉サービス等を届ける仕組みをつくりま

各種制度・施策を必要とする人に届け、利用できる仕組みを整えるとともに、その人や家族が自分らしく生活ができるよう支援します。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 困ったときの相談先や福祉サービス・制度等を知るために研修会等へ参加します。 ● 自分らしく暮らすため、必要に応じて福祉サービス等を積極的に利用します。 (利用者、家族それぞれ) ● 福祉サービスについて、知ったこと、利用した体験談などを周囲へ広めます。 ● 福祉サービス等の利用についてわからないことは、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などに相談します。	・研修会等の実施・参加 ・福祉サービスの情報収集・周知 ・必要な福祉サービスの利用 ※知って・使って・広めましょう！
事業者等が 取り組むこと	● 福祉制度等について理解をすすめます。 ● 子ども・高齢者・障がいのある人など支援を必要とする人に対する理解を深めます。 ● 福祉サービスのパンフレット配布等、周知啓発へ協力します。	・研修会等の実施・参加 ・周知啓発への協力 ・質の高い福祉サービスの提供
福祉事業者等 が取り組む こと	● より質の高い福祉サービスの提供に努めます。 ● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携して支援します。 ● 必要に応じて介護保険制度などに限らない福祉サービス等の利用を進めます。	・家族等も含めた相談支援の充実・強化 ・制度外の福祉サービス等の検討

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●子どもが健やかに成長できるよう、地域の子育て支援事業を推進します。 ●すべての人が安心して生活できるよう、金銭管理や貸付など、さまざまな相談を受け支援します。 ●適切な福祉サービス等を利用できるよう、民生委員・児童委員と連携し、市民へ情報を届けます。	・学童保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域福祉権利擁護事業 ・福祉資金貸付事業 ・民生委員・児童委員等関係機関との連携
市が 取り組むこと	●ライフステージに応じた福祉サービスの情報提供、サービス提供体制の強化に努めます。 ●窓口対応等を通じて、声なき声に気づき、必要なサービス提供を行える体制を目指します。 ●福祉サービスを届けるまでの利用調整機能の強化を行います。	・プッシュ型のサービス提供体制の構築 ・相談支援を含めたサービスの強化

(3) 市民の権利を守る体制づくり

①自分らしく生活できる取り組みを推進します

すべての人が一人の「人」として人権が大切にされ、
権利が守られる地域づくりをすすめます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	●すべての人がその人らしく暮らすことができるよう、地域の中でお互いに気かけます。 ●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。 ●虐待や権利侵害に関する研修会を開催・参加します。	・日々の見守り ・虐待の疑いのあるケースの相談・通報 ・権利侵害に関する研修会の開催・参加
事業者等が 取り組むこと	●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。 ●判断能力が不十分な人に対し、契約時に適切な自己決定や選択ができるよう、関係機関と連携します。 ●虐待や権利侵害に関する研修会を開催・参加します。	・虐待の疑いのあるケースの相談・通報 ・判断能力不十分者など支援が必要な人の発見・関係機関との連携 ・権利侵害に関する研修会の開催・参加
福祉事業者等 が取り組む こと	●利用者が自分らしく暮らせるよう、権利を守ります。 ●利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	・権利侵害に関する研修会の開催・参加

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●利用者や相談者の権利を守り、相談支援に取り組めます。 ●判断能力が不十分な人が地域で生活するための支援を行います。 ●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。	・地域福祉権利擁護事業 ・虐待・権利侵害の疑いのあるケースの相談・通報
市が 取り組むこと	●虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)等の権利侵害を早期発見・早期対応・予防できるよう、相談支援体制の充実、関係機関との連携強化に努めます。 ●地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、成年後見制度等の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進します。	・児童・高齢・障がいの虐待対応 ◎成年後見制度計画

基本目標Ⅲ 分野や主体を超えた支えあいづくり（多種多様なネットワークの構築）

（１）分野や立場を超えた支えあいづくり

①分野や立場を超えて、みんなで支えあうネットワークをつくります

一人ひとりの状況や課題に応じ、就労、住居、医療、教育など、さまざまな分野や立場を超えてみんなで支えあうネットワークの構築を進めます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● お互いを認め合い、世代や文化を超えて交流できる場や機会をつくり、参加します。 ● 気になったことは民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などの相談窓口に連絡します。 ● 自分の地域を、より良くするための取り組みができるように努めます。	・ 地域活動やサークル活動等への参加・協力 ・ 地域内での話し合いの場づくり
事業者等が 取り組むこと	● 一人ひとりの力が活用でき、就労につながる場づくりに努めます。 ● 同じ分野や、住居、福祉、医療、教育など、さまざまな分野の事業所と連携し、地域住民のニーズに寄り添った事業を実施することで、地域課題の解決につなげます。 ● 地域と連携した居場所づくりや業務を通じた見守り活動など、地域住民に寄り添った活動に取り組みます。	・ 就労の場等の提供 ・ 同業種・異業種とのネットワークづくり ・ 空きスペース等、施設の開放と活用の提案 ・ 関係機関との連携
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 地域福祉に必要な基盤整備と必要な福祉サービスの充実、関係機関をつなぐネットワーク化に取り組みます。 ● 地域での支えあいが各地域で広がるよう、さまざまな分野の関係者・企業・団体等と連携し取り組みます。 ● 共同募金運動等を通じて、市民や事業者などと連携し、地域福祉への理解を広めます。 ● 民生委員・児童委員等と連携し、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援します。	・多機関・多分野との連携（生活支援体制整備事業） ・共同募金を通じた地域福祉の理解促進 ・民生委員・児童委員等、関係機関との連携
市が 取り組むこと	● 趣味やスポーツイベント等を通じた多世代交流の場を支援します。 ● 保健・医療・教育等、他（多）分野の連携を強化します。 ● 医師や弁護士等専門家との連携を強化します。 ● 不動産業者等いわゆる福祉以外の地域の企業とも連携し、住居の問題や各種生活上の支援を進めます。 ● 生活困窮者等への支援を通じて、医療等の専門家とともに自殺対策や犯罪者の社会復帰に取り組みます	・多世代交流の仕組みづくり ・各専門機関等との連携 ◎自殺対策 ◎再犯防止計画

付随計画①

基本目標Ⅱ－（１）断らない相談支援体制づくり関連（重層的支援体制整備事業実施計画）

市民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、「重層的支援体制」を整備します。

整備に当たり、本事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第 106 条の 5 に、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努力義務が規定されています。

本市においても、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していくための新たな事業の創設に向けて、本計画と野洲市重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定し、取り組みます。

【 施 策 】**■だれでも・どこでも相談できる体制をつくります。（相談支援）**

- 介護や障がい、子ども等の分野に関わらず生活困窮者等への支援を基本に、本人・世帯やその関係者からの相談を受け止める相談支援を実施します。
- 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者（機関）では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関協働事業を活用し適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- 相談につながらない、つながりにくい相談者を積極的に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチにも取り組み、また、住民に身近な拠点を順次整備し、より相談しやすい環境整備を進めます。

■さまざまな社会体験・社会参加を進めます。（参加支援）

- 社会とのつながるきっかけづくりやさまざまなチャレンジができるよう、就労体験や社会体験の場を事業者等や地域と協力し、開発・開拓を進め提供します。
- 対象者とメニューのマッチング、アフターフォローを行い、自分らしいチャレンジを応援します。

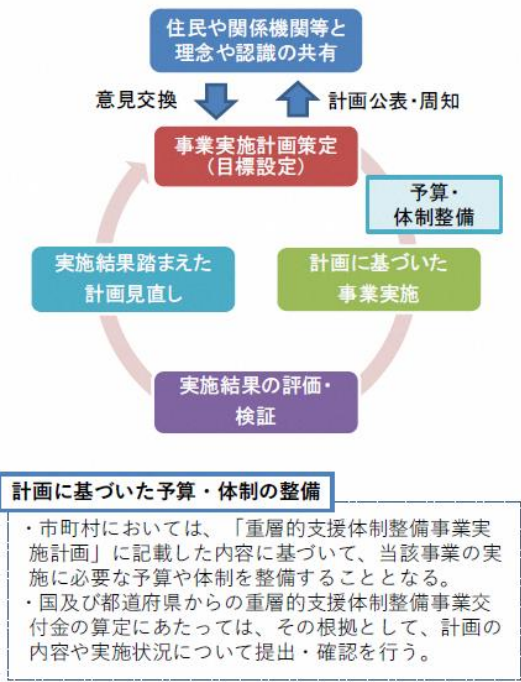
■ひとりから地域へ“輪”を広げていきます。（地域づくりに向けた支援）

- すべての人が役割をもって参加できる場をつくり、お互いが必要とされ、困ったら誰かが声をかけてくれる関係性を育む地域づくりに取り組みます。
- 地域において住民同士が出会い参加することができるよう、多世代の交流や多種多様な活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。
- そのため、地域で実施されている個別の活動や人を把握するなど、住民に身近な圏域を中心として「人と人」をつなぎ合わせるコーディネートを行い、交流・参加・学びがさらに広がるよう働きかけていきます。

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。（法第百六条の五）
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直しPDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



49

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

- 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。（厚生労働省令により規定）
 - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）
 - ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項（※下表の記載内容例を参照）
 - ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標（相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など）
 - ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項（関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・ 相談支援機関（窓口）の設置箇所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象領域等
参加支援	・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働	・ 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

50

厚生労働省資料【20200717 事務連絡】地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議等の資料公表について より抜粋

付随計画②

基本目標Ⅱ-（３）市民の権利を守る体制づくり関連（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、県や市町村に対して、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と野洲市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

【 施 策 】

■権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制を整備します。

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等、保健・医療・福祉・司法を含めた仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。
- また、さまざまな事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用を促進するため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、段階的・計画的に取り組み、幅広い支援に努めます。

■成年後見制度の利用を促進します。

- 本市では、草津市・栗東市・守山市と共同で特定非営利活動法人成年後見センターもだまに委託し、広報・啓発をはじめ相談業務等により、制度及び事業の普及・啓発に努めています。
- 「成年後見制度」を知らない人が多いものの、高齢化により認知症高齢者等が増加傾向にあり、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。こうした人々の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

【 関 連 事 業 】

■成年後見制度利用支援事業（高齢福祉課・障がい者自立支援課）

- ・成年後見制度における市長申立て
- ・申立て費用及び後見人等への報酬費用の助成

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）（市社会福祉協議会）

- ・福祉サービスの利用手続や金銭管理の援助等の支援

付随計画③

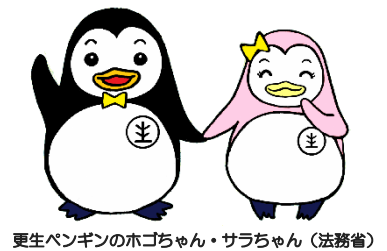
基本目標Ⅲ-（１）分野や立場を超えた支えあいづくり関連（再犯防止推進計画）

更生支援の推進

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年に施行され、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。



更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん（法務省）

【 施 策 】

①更生支援の必要性の周知と啓発

- ・保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」など啓発活動を通じて、更生支援の取組の必要性に関する理解を促進します。

②保護司など更生保護活動への支援

- ・保護司や更生保護女性会などの更生保護活動の周知や活動の支援を推進します。

③就労に向けた相談・支援等の充実

- ・ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。

④犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進

- ・地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- ・各種制度・施策を必要とする人に届け、利用できる仕組みを整えるとともに、自分らしく生活できるよう支援します。
- ・すべての困りごとを受け止められるよう包括的な相談（断らない）体制づくりに努めます。

⑤立ち直りを支援する関係機関のネットワークの充実

- ・さまざまな課題に対応した支援を効果的に行うために、矯正、保健、医療、福祉などの多様な分野の強みを活かして、立場を越えて連携・協働してくためのネットワークを構築し、推進します。

※すべての施策に関して、市、社会福祉協議会、地域組織・団体、事業者、市民、関係機関などさまざまな立場の人が連携・協働し更生支援の推進に取り組みます。

【用語】地域組織・団体：保護司、更生保護女性会、協力雇用主などの更生保護ボランティアの活動を行っている団体。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本計画は市全体の福祉に関する考え方や取組方針についてまとめた基本計画です。

特に、高齢・障がい・児童等のいわゆる福祉分野の分野別計画における共通の理念を示す基本的な計画として策定したものであり、具体的な取組は分野別計画と関連づけて進めていくものです。

また、分野を横断する、いわゆる福祉分野にとどまらない生活困窮者等への支援や再犯防止等については、本計画内でその取組部分についても記載することとしています。

いずれにおいても、計画の推進にあたっては、市民や関係団体等の自主的な取り組みが大切であり、それぞれが独自の役割を果たしその自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力・連携していく必要があります。

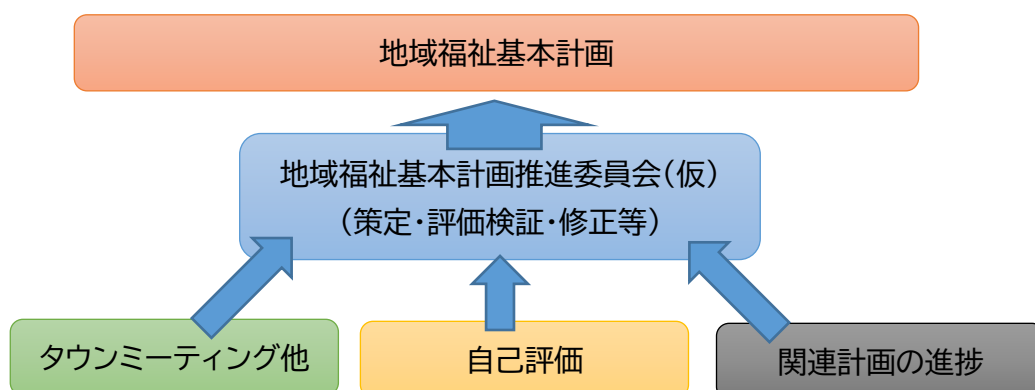
複雑多様化する地域生活課題に、迅速かつ効果的に対応するためには、一つの課、一つの機関だけでは対応できません。市の担当部局等だけでなく、市民や福祉関係機関との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

2 計画の評価・検証

これまで、本計画の評価・検証を行う機関が明確に位置づけられていませんでした。

今回、第3期計画の策定にあたり、「地域福祉計画策定委員会」に評価・検証の機能等を追加した「地域福祉基本計画推進委員会（仮）」を設置し、各年度の評価・検証を行います。

推進委員会による評価・検証のため、タウンミーティングや出前講座等を継続して実施し、市民等から直接意見聴取を行うとともに市や社会福祉協議会等各取組の実施機関による進捗管理や自己評価を毎年行います。長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な見直し等を行い、より効果的な取り組みを推進していきます。



資料編

1 策定委員会設置要綱

2 策定委員会委員名簿

3 用語解説

4 地域福祉に関わる国の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013（平成25）年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

2015（平成27）年9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

2016（平成28）年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

（５）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、2016（平成 28）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、2017（平成 29）年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

（６）再犯防止推進計画（再犯防止の取り組み）

2016（平成 28）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

（７）重層的支援体制整備事業

2020（令和 2）年 6 月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

（８）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

日本においても、政府に SDGs 推進本部が設置され、2017 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。

○野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年 6 月 24 日条例第 20 号）

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（4）生活困窮者等 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民をいう。

（基本理念）

第 3 条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

（2）生活困窮者等に対しては、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建に資するよう、総合的に支援すること。

第 3 章 生活困窮者等への支援等

（生活困窮者等の発見）

第 23 条 市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。

（支援の方法）

第 24 条 市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、生活困窮者等のために法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務を行うに当たって必要があると認めるときは、生活上の諸課題の解決も図るものとする。

第3期 野洲市地域福祉基本計画
～みんなで育む 安心のまち～

発行年月：令和3年4月

発行：野洲市・野洲市社会福祉協議会

野洲市役所 健康福祉部 社会福祉課
〒520-2395
滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
TEL 077-587-6024
Fax 077-586-2177

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会
〒520-2423
滋賀県野洲市西河原 2400
TEL 077-589-4683
FAX 077-589-5783